

環境確保条例に基づく総量削減義務と排出量取引制度 トップレベル事業所等認定に関する説明会

令和5年6月
東京都環境局

本日の説明内容

■ トップレベル事業所等の認定について

1. 優良特定地球温暖化対策事業所の全体概要
2. 優良特定地球温暖化対策事業所の認定基準
3. 優良特定地球温暖化対策事業所の認定に係る手続き
4. 地球温暖化対策推進状況評価書等の概要
5. 評価書等の作成方法
6. 認定基準、認定ガイドライン、検証ガイドラインの主な改正内容

1. 優良特定地球温暖化対策事業所の 全体概要

優良特定地球温暖化対策事業所とは

東京都キャップ&トレード制度の特定地球温暖化対策事業所において地球温暖化対策の推進の程度が特に優れた事業所として知事が定めた**認定基準**に適合する事業所で、次の2種類ある

トップレベル事業所

- 地球温暖化の対策の推進の程度が極めて優れた事業所

準トップレベル事業所

- 地球温暖化の対策の推進の程度が特に優れた事業所

トップレベル事業所等に必要な設備と取組

- 省エネ管理体制の構築
- 効率の良い設備の導入
- 省エネの取組と設備の維持

優良特定地球温暖化対策事業所の認定の効果

● 削減義務率の減少

区分		削減義務率 (第三計画期間)	トップレベル 事業所	準トップレベル 事業所
I-1	オフィスビル等と地域冷暖房施設 (「区分 I-2」に該当するものを除く。)	27%	13.5%	20.25%
I-2	オフィスビル等のうち、他人から供給された熱 に係るエネルギーを多く利用している事業所	25%	12.5%	18.75%
II	区分 I-1、区分 I-2以外の事業所 (工場等)	25%	12.5%	18.75%
削減義務率			1/2	3/4

● 省エネ対策が進んでいることをアピール

- ① 認定事業所のみが使用できるロゴを企業のパンフレット、HP、広報誌などで使用可能
- ② 東京都のHP等に事業所名、取組内容等を掲載
地球温暖化対策が進んだ事業所として広く社会へ発信
- ③ テナント・投資家にも環境に配慮した事業所であることをアピール



トップレベル事業所等の要件

地球温暖化の対策の推進の程度は、特定地球温暖化対策事業所の全体を一括して判断する

トップレベル事業所の要件

- 総合得点が**80.0点以上**であること
- 必須項目について、不合格要件に該当するものの数が1つもないこと

準トップレベル事業所の要件

- 総合得点が**70.0点以上**であること
- (最も古い建物の竣工年度が平成25年度(2013年度)以降の認定申請事業所)必須項目について、不合格要件に該当するものの数が2以内であること
- (最も古い建物の竣工年度が平成24年度(2012年度)以前の認定申請事業所)必須項目について、不合格要件に該当するものの数が4以内であること

トップレベルの認定効果の適用期間

- トップレベル認定の事業所が、削減義務率の緩和を受ける期間は、認定された年度が属する計画期間終了年度まで
- 認定継続中の事業所が第3計画期間に取得し直した場合には、その取得年から第3計画期間の終了年度まで継続

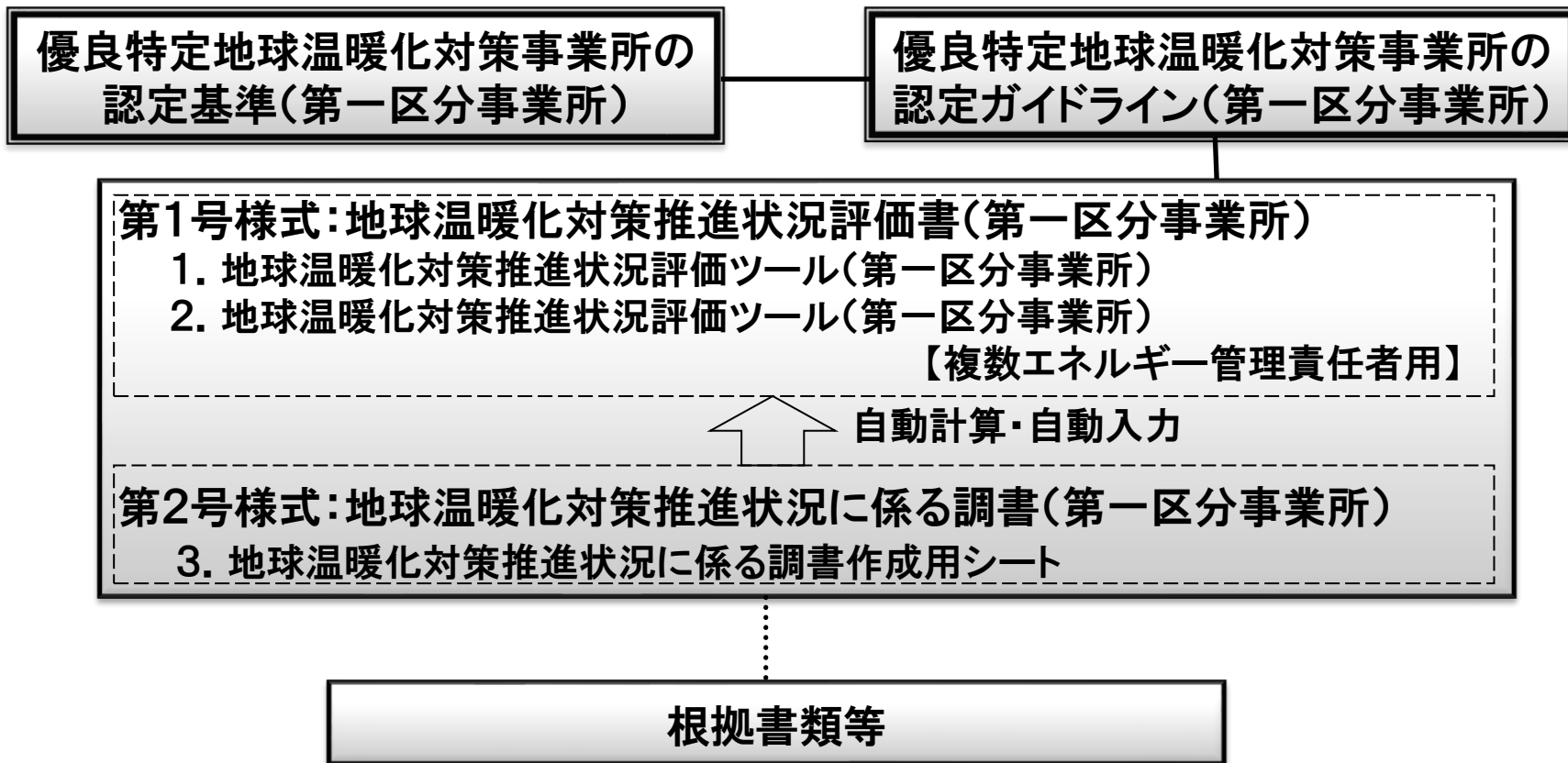
期間	第2計画期間					第3計画期間					
年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	
例①:2期認定		認定	第2期計画期間の認定が5年継続					認定継続の場合は、再申請が必要			
例②:3期認定									認定	第3期終了年度まで※2	
例③:2期に認定レベル変更			認定レベル等の変更の場合は、当初認定後5年間、認定継続								
			認定	準トップ	▽ トップ認定	トップ	トップ				
例④:認定継続中3期に認定	第3計画期間に、認定を取直す場合は、当初認定年度に関係なく3期終了年度まで有効										
			認定	準トップ	準トップ	準トップ	▽ トップ認定	トップ	トップ	トップ	
例⑤:基準に不適合になった			基準に適合しなくなった場合は、取消通知のあった年度まで※1								
			認定		取消通知		再認定				

※1 基準に適合しなくなった場合は、いずれの例も、取消通知のあった年度まで

※2 現在、第四計画期間を跨いでの認定継続措置(5年間)を検討中

参考URL: https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/overview/4th_overview/public_comment.html

トップレベル事業所等に係る基準等の全体像



認定ガイドライン

- 認定基準における各評価項目の取組状況の把握方法に関する指針
- 認定に係る手続き、評価書の作成方法について、事業者側の視点から、認定申請の手順、登録検証機関の検証ポイントを記載
- 取組状況の程度の選択及び評価点の算定に用いる数量の把握について、詳細な方法と検証の考え方を記載したもの

2. 優良特定地球温暖化対策事業所の 認定基準

認定基準 P1,2

トップレベル事業所等の認定

認定申請事業所が次の事項をすべて満足するとき、トップレベル事業所等に認定する。

- ア. 登録検証機関による検証の結果が「適合」で、検証方法が適正であること、又は、検証の結果が「都と要協議」であるが、協議の結果、「適合」に相当するものと認められること。
- イ. 優良特定地球温暖化対策事業所の認定制度に係る検討会(トップレベル検討会)において、各委員からの意見に基づき知事が適正と判断できること。
- ウ. 認定水準を満足していること。
- エ. 省エネ法の「工場又は事業場におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」の規定により管理標準を設定し、それに基づきエネルギーの使用の合理化に係る調整、計測・記録、保守・点検等を適切に行っていること。

認定基準 P2

評価項目（第一区分）

評価項目 ……認定基準 別表第1(P8～)

評価項目の区分	事務所等			熱供給施設		
	必須項目	一般項目	加点項目	必須項目	一般項目	加点項目
I 一般管理事項 (推進体制、コミッションングなど)	15	5	3	17	2	3
II 建物及び設備性能に関する事項 (建物及び設備の省エネ性能)	22	41	50	13	34	39
III 事業所及び設備の運用に関する事項 (運用管理、保守管理)	13	51	10	10	40	10
小計	50	97	63	40	76	52
計(必須＋一般)	210(147)			168(116)		

評価分類

評価項目は、重要度や難易度等を考慮して以下に分類

- ・ 必須項目 …… 全ての認定申請事業所において評価の対象、トップレベル事業所等が必ず取り組むべきもの
- ・ 一般項目 …… 全ての認定申請事業所において評価の対象、トップレベル事業所等が優先的に取り組むべきもの
- ・ 加点項目 …… 認定申請事業所において、取組を行っているとき、評価の対象とするもの

トップレベル事業所等の必須要件（第一区分）

「3a.1 高効率熱源機器の導入」、「3c.1 高効率照明器具の導入」において、不合格になる場合

- 3a. 1 高効率熱源機器の導入

設置年度が1995年度より前又は2012年度より後の熱源機器を1台でも使用している場合であって、全ての熱源機器の定格COP又はボイラー効率が、熱源機種に応じて別表第2の表3. 3又は表3. 4の水準の欄に掲げる数値未満であること。

- 3c. 1 高効率照明器具の導入

評価点が0点であること又は対象となる主たる室用途ごとの最も消費電力の大きい主たるランプの種類の水準について、別表第2の表7. 1の係数の欄に掲げる数値が0. 9未満であること。

既築事業所、事業所用途等に関する緩和措置（第一区分）

既築事業所

- **最も新しい建物の竣工年度に応じた緩和措置を設定**
評価項目「コミッショニングの実施」や「外気冷房システムの導入」などについて、最も新しい建物の竣工年度が2012年度以前の場合は評価分類を「加点項目」に緩和
- **設備の設置年度に応じた緩和措置を設定**
 - 評価項目「高効率熱源機器の導入」は、設備の設置年度が1995年度から2012年度までの場合は評価分類を「必須項目」から「一般項目」に緩和
 - 2013年度(変圧器については2008年度)以降に更新又は増設をした高効率設備が存在する場合であって、その設備の割合が50%未満のときは、評価分類を変更する。

事業所用途

- **テナントビル、宿泊施設、医療施設、熱供給施設、情報通信施設及び物流施設には緩和措置を設定**

認定基準 P3,4

総合得点の計算方法

総合得点

総合得点＝基礎得点＋加点項目の得点

基礎得点＝必須項目の得点＋一般項目の得点＝100点

加点項目の合計点数は、20.0点を上限

配点

➤ 基礎得点100点の配点

I 一般管理事項:10点

II 建物及び設備性能に関する事項:60点

III 事業所及び設備の運用に関する事項:30点

「一般管理事項」、「事業所及び設備の運用に関する事項」を重視

各評価項目の得点

評価点

- 各評価項目の評価点は、取組状況の程度に応じて別表第2の評価点の欄に掲げる点数又は同欄に掲げる方法により算定した数値とする。
- 取組状況の程度の選択及び評価点の算定に用いる数量の把握は、別表第2の備考に掲げる方法等及び認定ガイドラインに基づき行う。

各評価項目の得点

- 各評価項目は、取組状況に応じて1点から0点の間で評価点を付す
- 評価項目の得点 = 評価点 × 重み係数

重み係数

「重み係数」設定の考え方

- エネルギー使用量が大きい設備の評価項目は得点が高い。
 - 設備のエネルギー消費量の大小に応じて得点
- 省エネ効果が高い評価項目は、得点が高い。
 - 対策の省エネルギー効果の程度に応じて得点
- 比較的省エネ率の小さい「事業所及び設備の運用に関する事項」の評価項目でも、総合得点への影響が大きい。
 - 「Ⅲ 設備及び事業所の運用に関する事項」を重視した配点

重み係数 = $K1 \times K2 \times K3 \times K4 \times K5$

K1 I 一般管理事項：要求事項の配分比率

II 性能に関する事項・Ⅲ 運用に関する事項：エネルギー消費先比率

K2 I 一般管理事項：要求事項内の配分比率

II 性能に関する事項・Ⅲ 運用に関する事項：省エネ率

K3 用途補正係数(第一区分のみ)

K4(第一区分)、K3(第二区分) 適用範囲補正係数

K5(第一区分)、K4(第二区分) 得点換算係数

認定基準 P6,7(第一区分) P7,8(第二区分)

複数のエネルギー管理責任者が存在する場合の措置

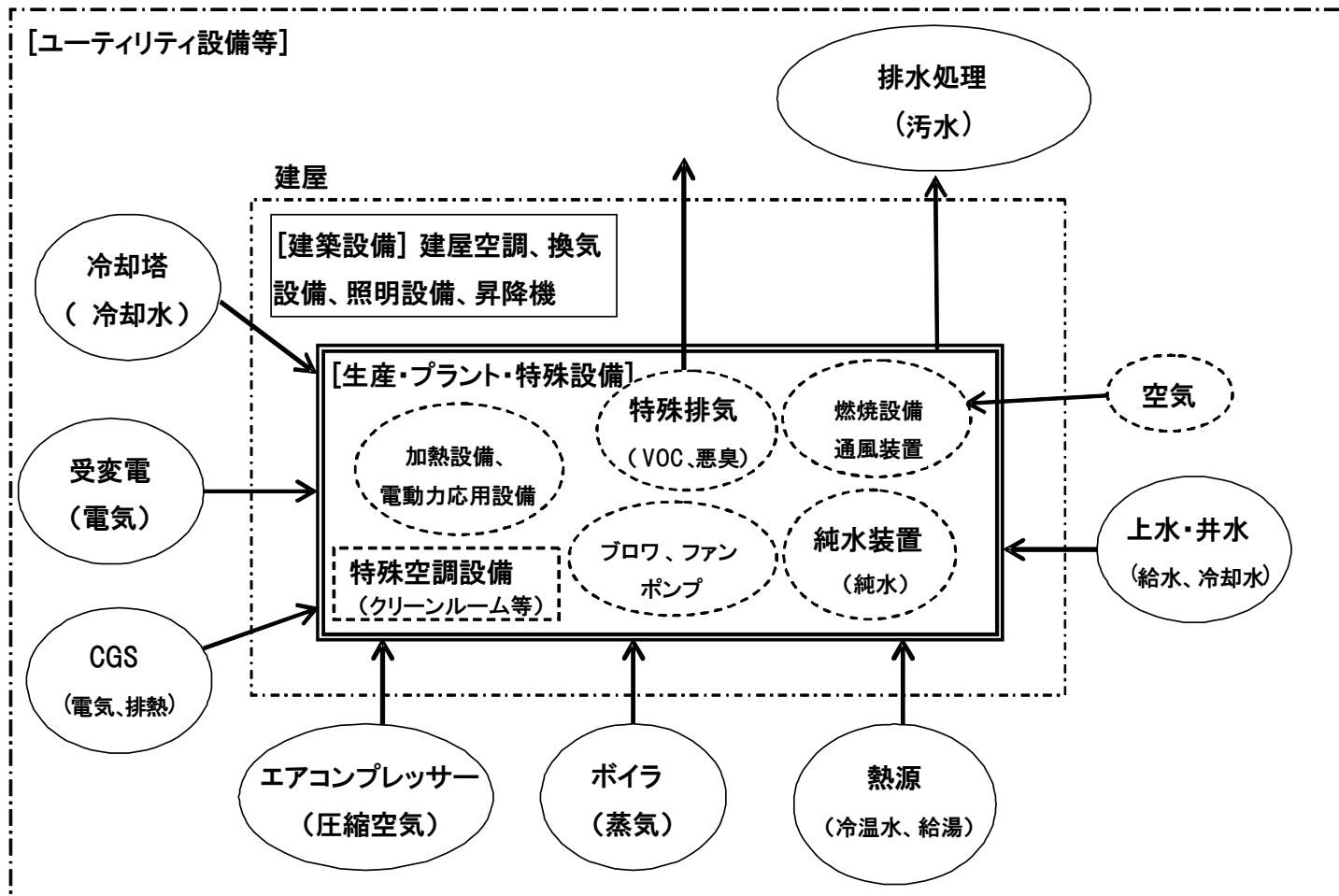
- 地球温暖化対策の推進の程度は、事業所全体を一括して把握する
- 以下のすべての条件を満たす場合、複数エネルギー管理責任者の総合得点の算定方法を適用できる。
 - ① 複数のエネルギー管理責任者が存在する場合
 - ② 評価項目の取組状況の一括した把握が難しい場合
 - ③ エネルギー管理責任者ごとのエネルギー管理区分の範囲及びエネルギー管理区分ごとのエネルギー使用量が明確に区別できる場合
- 熱源・熱搬送設備又は給排水設備を共用しているときは、その部分に評価ツール(複数管理者用)を使用することはできない(認定ガイドラインp46)

認定基準

評価対象の設備（第二区分）

例. 工場における評価対象の設備（イメージ）

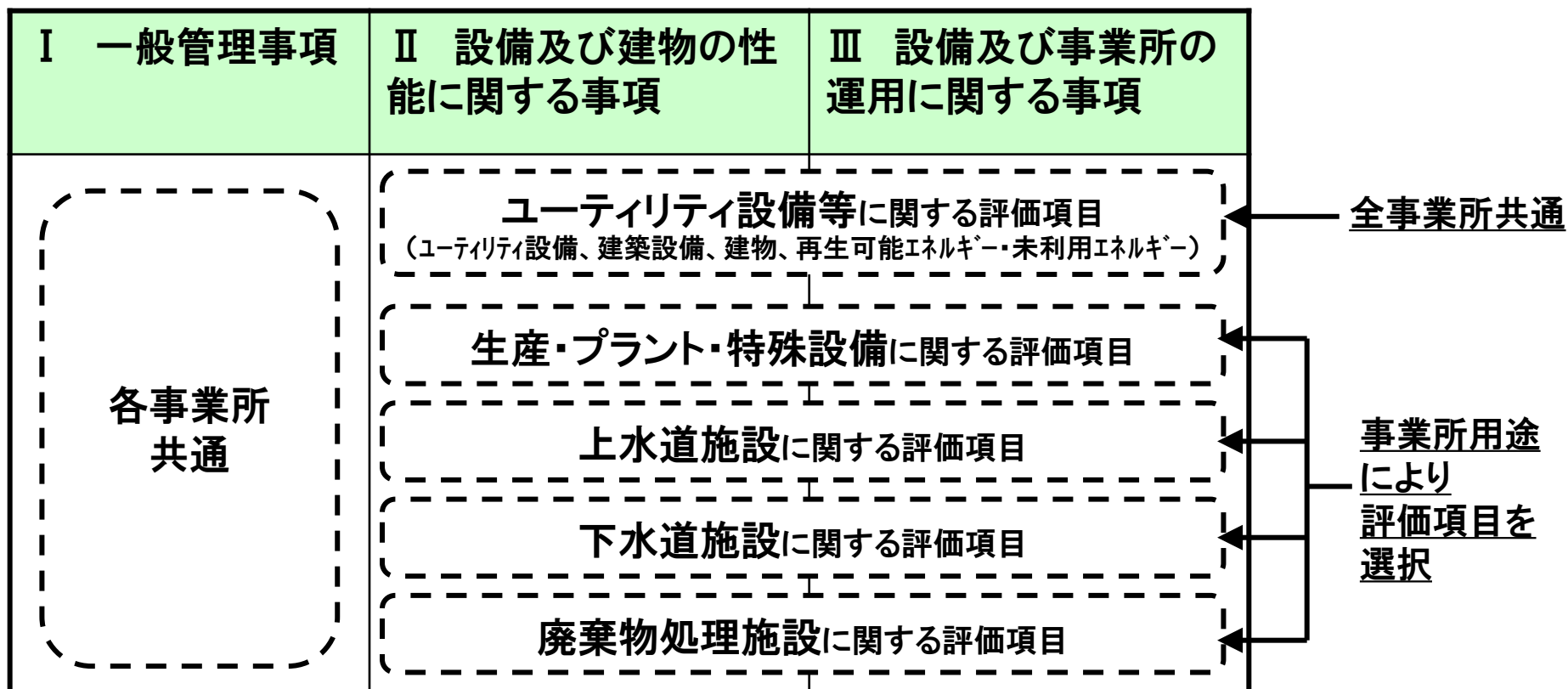
共通設備（ユーティリティ設備、建築設備）と生産プロセスの工場全般が評価の対象



認定基準 P2,3

評価項目の区分(第二区分)

『Ⅱ 設備及び建物の性能に関する事項』と『Ⅲ 設備及び事業所の運用に関する事項』の評価項目は、「全事業所共通の評価項目」と「事業所用途ごとの評価項目」に分類。



認定基準 P9～22 別表第1

評価項目の区分(第二区分)

II 設備及び建物の性能に関する事項
1.ユーティリティ設備等の省エネルギー性能
a. 蒸気供給設備
b. 熱源・熱搬送設備、冷却設備
c. コージェネレーション設備
d. 受変電設備、配電設備
e. 圧縮空気供給設備
f. 給排水・給湯設備、排水処理設備
2.建築設備の省エネルギー性能
a. 空調・換気設備
b. 照明設備
c. 衛生設備
d. 昇降機設備
e. その他
3.建物の省エネルギー性能
a. 建物外皮
b. 自然エネルギーの利用
4.再生可能エネルギー・未利用エネルギー
III 設備及び事業所の運用に関する事項
1.ユーティリティ設備等の運用管理
2.ユーティリティ設備等の保守管理
3.建築設備の運用管理
4.建築設備の保守管理

II 設備及び建物の性能に関する事項
5.生産・プラント・特殊設備の省エネルギー性能
a.燃料の燃焼
b.加熱及び冷却並びに伝熱の性能
c.排熱回収
d.断熱・保温
e.電動力応用設備・電気加熱設備
f.特殊空調設備
g.特殊排気設備
h.純水供給設備
i.場内輸送設備
j.追加評価事項
III 設備及び事業所の運用に関する事項
5.生産・プラント・特殊設備の運用管理
6.生産・プラント・特殊設備の保守管理

II 設備及び建物の性能に関する事項
5.廃棄物処理施設の省エネルギー性能
a.前処理工程
b.熱処理工程
c.後処理工程
III 設備及び事業所の運用に関する事項
5.廃棄物処理施設の運用管理
6.廃棄物処理施設の保守管理

II 設備及び建物の性能に関する事項
5.上水道施設の省エネルギー性能
a.共通
b.取水・導水工程
c.沈殿・ろ過工程
d.高度浄水工程
e.排水処理工程
III 設備及び事業所の運用に関する事項
5.上水道施設の運用管理
6.上水道施設の保守管理

II 設備及び建物の性能に関する事項
5.下水道施設の省エネルギー性能
a.前処理工程
b.水処理工程
c.汚泥処理工程
d.汚泥焼却工程
III 設備及び事業所の運用に関する事項
5.下水道施設の運用管理
6.下水道施設の保守管理

認定基準 P2, 3

評価項目（第二区分）

評価項目

…認定基準 別表第1(P9～)

評価区分	工場他			上水道施設			下水道施設			廃棄物処理施設		
	必須	一般	加点	必須	一般	加点	必須	一般	加点	必須	一般	加点
I 一般管理事項	17	4	2	17	4	2	17	4	2	17	4	2
II 建物及び設備性能に関する事項	12	54	132	11	31	100	15	44	101	13	33	105
III 事業所及び設備の運用に関する事項	32	49	50	22	40	32	22	39	35	23	33	32
小計	61	107	184	50	75	134	54	87	138	53	70	139
計(必須＋一般)	352(168)			259(125)			279(141)			264(125)		

評価分類

評価項目は、重要度や難易度等を考慮して以下に分類

- ・ 必須項目…すべての認定申請事業所において評価の対象、トップレベル事業所等が必ず取り組むべきもの
- ・ 一般項目…すべての認定申請事業所において評価の対象、トップレベル事業所等が優先的に取り組むべきもの
- ・ 加点項目…認定申請事業所において、取組を行っているとき、評価の対象とするもの

トップレベル事業所等の必須要件（第二区分）

「1a.1高効率蒸気ボイラーの導入」、「1b.1高効率熱源機器の導入」において、不合格になる場合

- 1a. 1高効率蒸気ボイラーの導入

設置年度が1995年度より前又は2012年度より後の蒸気ボイラーを1台でも使用している場合であって、全ての蒸気ボイラーのボイラー効率が、ボイラー機種に応じて別表第2の表1.3の水準の欄に掲げる数値未満であること

- 1b. 1高効率熱源機器の導入

設置年度が1995年度より前又は2012年度より後の熱源機器を1台でも使用している場合であって、全ての熱源機器の定格COP又はボイラー効率が、熱源機種に応じて別表第2の表2.3又は表2.4の水準の欄に掲げる数値未満であること

既存事業所に関する緩和措置（第二区分）

● 設備の設置年度に応じた緩和措置を設定

以下の高効率機器の導入に関する評価項目は、使用年数等を考慮し、設備の設置年度によって評価分類を「必須項目」から「一般項目」に緩和

➤ II 1a.1 高効率蒸気ボイラーの導入

➤ II 1b.1 高効率熱源機器の導入

→ 事業所内の当該設備（蒸気ボイラー、熱源機器）において、すべての設置年が1995年度から2012年度までの場合は一般項目とする。

➤ II 1d.1 高効率変圧器の導入

→ 全ての変圧器の設置年度が1985年度以降で、かつ2008年度以降設置の設備の割合が50%未満の場合は一般項目とする。

➤ II 1e.1 高効率エアコンプレッサーの導入

→ 全てのエアコンプレッサーの設置年度が1995年度以降で、かつ2013年度以降設置の設備の割合が50%未満の場合は一般項目とする。

認定基準 P67 別表第5

エネルギー消費先区分（第二区分）

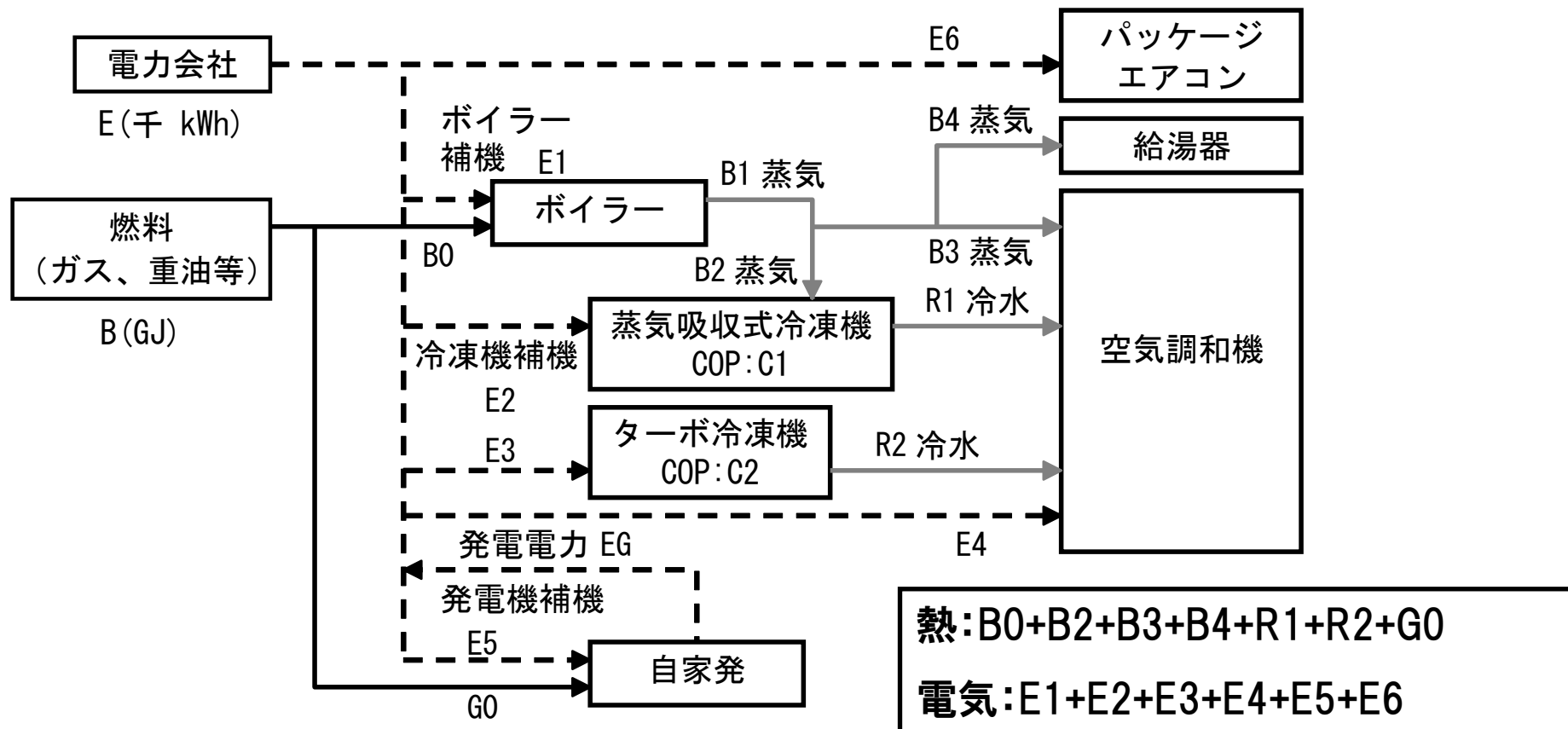
エネルギー消費先区分	
区分	細目
ユーティリティ設備等	蒸気供給
	熱源
	冷却塔
	熱搬送
	コージェネ
	受変電
	圧縮空気
	給排水
	給湯
	排水処理
建築設備	一般パッケージ空調
	一般空調機
	換気
	照明
	昇降機
	コンセント
	厨房

エネルギー消費先区分	
区分	細目
生産・プラント・特殊設備	燃料燃焼
	熱利用
	電動力応用
	電気加熱
	特殊パッケージ空調
	特殊空調機
	冷凍・冷蔵
	特殊排気
	純水供給
	輸送

エネルギー消費先区分	
区分	細目
上水道施設	取水・導水
	沈殿ろ過
	高度浄水
	汚泥濃縮
	汚泥脱水
	送水・配水
	下水道施設
沈殿池	
反応タンク	
高度処理	
汚泥濃縮	
汚泥消化	
汚泥脱水	
汚泥焼却	
廃棄物処理施設	乾燥
	受入供給
	燃焼
	灰溶融
	ガス冷却
	通風
	排ガス処理
	灰出し

エネルギー使用量の考え方（第二区分）

- 省エネ法のエネルギー管理指定工場の現地調査に用いられる総括表と同様に、事業所の全エネルギー使用量はグロス（個々の設備による使用量実績の積み上げ）で集計する。



3. 優良特定地球温暖化対策事業所の認定に係る手続き

トップレベル事業所等の認定の流れ(概要)

初年度
(申請年度)

認定申請

対象事業所において、認定基準に適合すると判断した年度に申請

(登録検証機関の検証結果を添付)

申請期限
(9月末日まで)

都による認定

(トップレベル審査委員会の意見も踏まえ、認定基準に適合すると認めたととき)

申請は、特定地球温暖化対策事業所
(指定地球温暖化対策事業所の3年後)
の指定後から、毎年度可能

「削減義務率の軽減」は、
原則、申請年度から
計画期間中有効※1

2年度目
以降毎年度
(計画期間中)

適合状況の報告

(自己評価(登録検証機関の検証は必要なし))

報告期限
(6月末日まで)

都による認定基準適合の把握

(「取組の程度」の状況変化等を確認)

「トップレベル事業所の認定」
の継続、変更又は取消しを判断

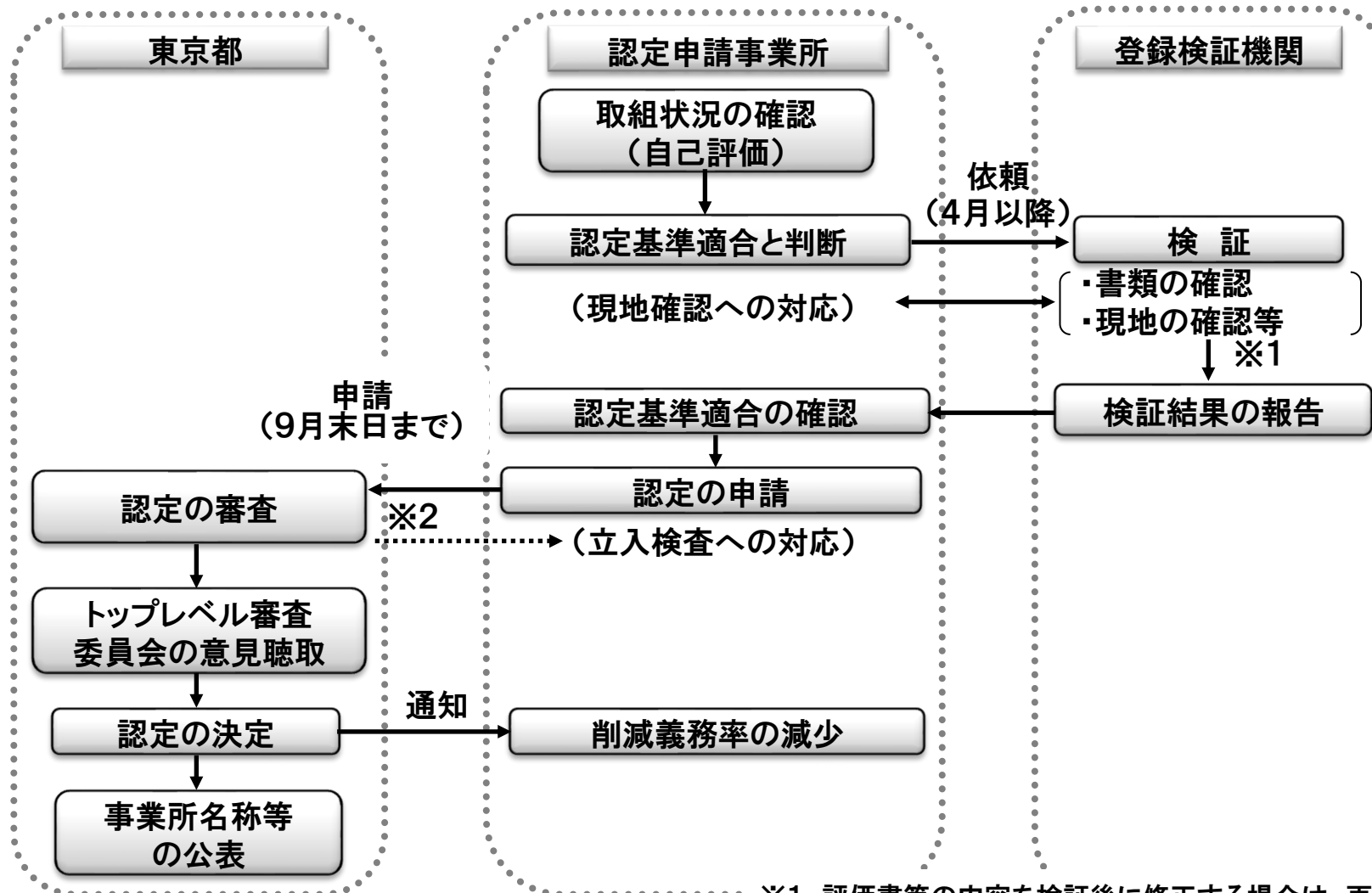
※1 第二計画期間中に認定された事業者は、申請年度から5年間有効
(2年度目以降の報告内容で「認定基準に不適合となったとき」等の場合はその年度まで。)

削減義務率の区分と適用する認定基準

- 基準排出量決定通知書に削減義務率の区分として示される「第一区分事業所」又は「第二区分事業所」の区分ごとの認定基準を用いる。
- 削減義務期間の開始年度に認定申請を行う場合には、特定地球温暖化対策事業所の指定を受けた後、都に相談し、基準排出量決定通知書の交付前に削減義務率の区分を確認し、申請手続を開始する。

認定ガイドライン P10

認定申請のフロー



※1 評価書等の内容を検証後に修正する場合は、再検証を行う。
 ※2 立入検査は、必要に応じて実施する。

自己評価

自己評価

- 認定申請事業所は、認定基準に適合しているかどうか、自己評価を行う。
- 自己評価に当たっては、認定ガイドラインに則り、評価書等を作成する。
- 自己評価には、地球温暖化対策推進状況評価ツールを用いなければならない。

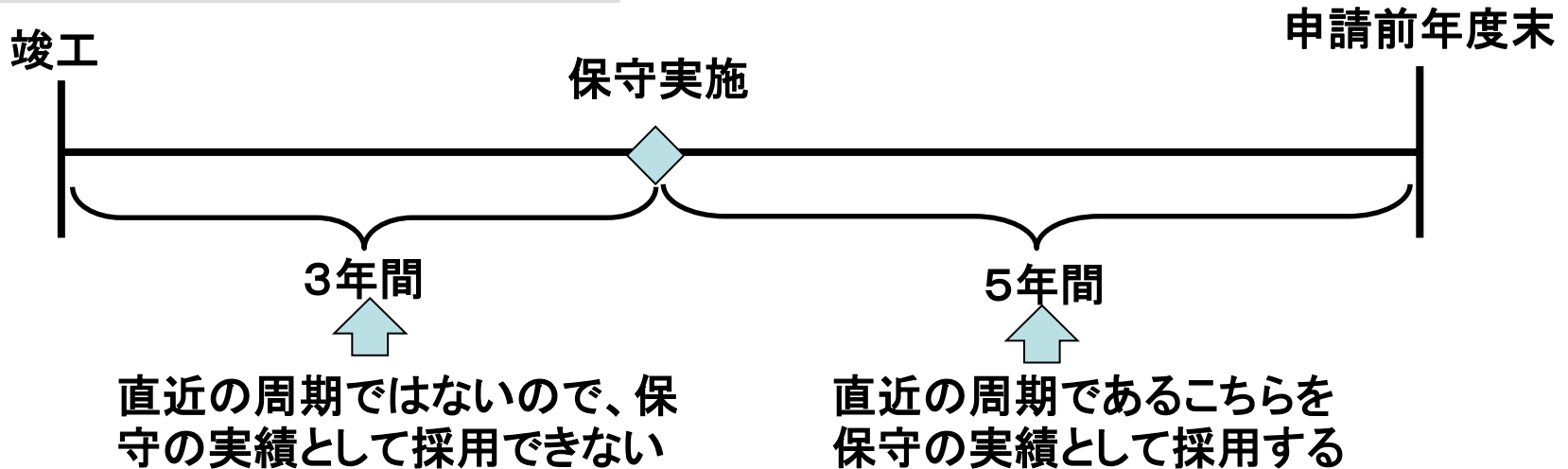
評価の対象

- I 一般管理事項のうち3.1～3.2、3.4～3.7及び4.8の評価項目(区分Ⅱは3.5、3.7を除く)及びⅡ 設備及び建物の性能に関する事項は、申請の前年度末時点の状況で評価する。
- I 一般管理事項(3.1～3.2、3.4～3.7及び4.8の評価項目を除く。(区分Ⅱは3.5、3.7を除く))及びⅢ 設備及び事業所の運用に関する事項(保守に係る部分を除く。)は、申請の前年度の年間実績で評価する。保守に関する評価項目は、申請の前年度末日とそれに最も近い日との間隔と、申請前年度末時点において明文化されている実施予定の間隔のうち、長い方の間隔を取組状況とする。ただし、実施予定が明文化されていない場合、間隔は実施無しとして評価を行う。

認定ガイドライン P46(第一区分) P47(第二区分)

保守に関する評価項目の取組状況の判断の例

①: 保守の実績を確認する



②: 申請前年度末時点での文書化された保守予定周期を確認する

4年間

③: ①と②を比較して、取組状況の判断を行う

①は5年間、②は4年間。したがって、取組状況は5年間に1回となる。

登録検証機関による検証

- 「トップ」、「準トップ」認定の申請を行いたいとき
- 「準トップ」から「トップ」に認定の変更を行いたいとき※1
- 認定後に用途、規模、エネルギー供給等の状況の変更の程度が著しく、基準排出量の増加・削減義務率の区分の変更を伴うとき

※1 取組状況が変化した評価項目等だけではなく、全ての評価項目について検証が必要

- 都から認定の変更又は取消しを受けた事業所が、再び「トップ」、「準トップ」認定の申請を行いたいとき※2

※2 ただし、認定の変更又は取消しの通知があった翌年度に取組の程度が認定時の取組の程度と変化がない状態に復元したときは、登録検証機関の検証を添えずに申請することができる。

登録検証機関への依頼

- 認定申請事業所が行った地球温暖化の対策の推進の程度に係る評価結果は、公平性、網羅的、正確性等を確保することが求められる
- 認定申請事業所と著しい利害関係を有する登録検証機関には検証の依頼ができないことに留意した上で、登録検証機関の中から検証依頼先を選択しなければならない
 - ※ 検証機関の登録申請ガイドラインより抜粋
 - 検証機関の親株式会社
 - 検証機関又は検証機関の親会社若しくは子会社が、事業者に対する次の業務を実施している、又は検証業務を実施する過去3カ年に次の業務を実施した事業者
(例) エネルギー利用に関するコンサルティング

検証の時期・検証の実施

検証の時期

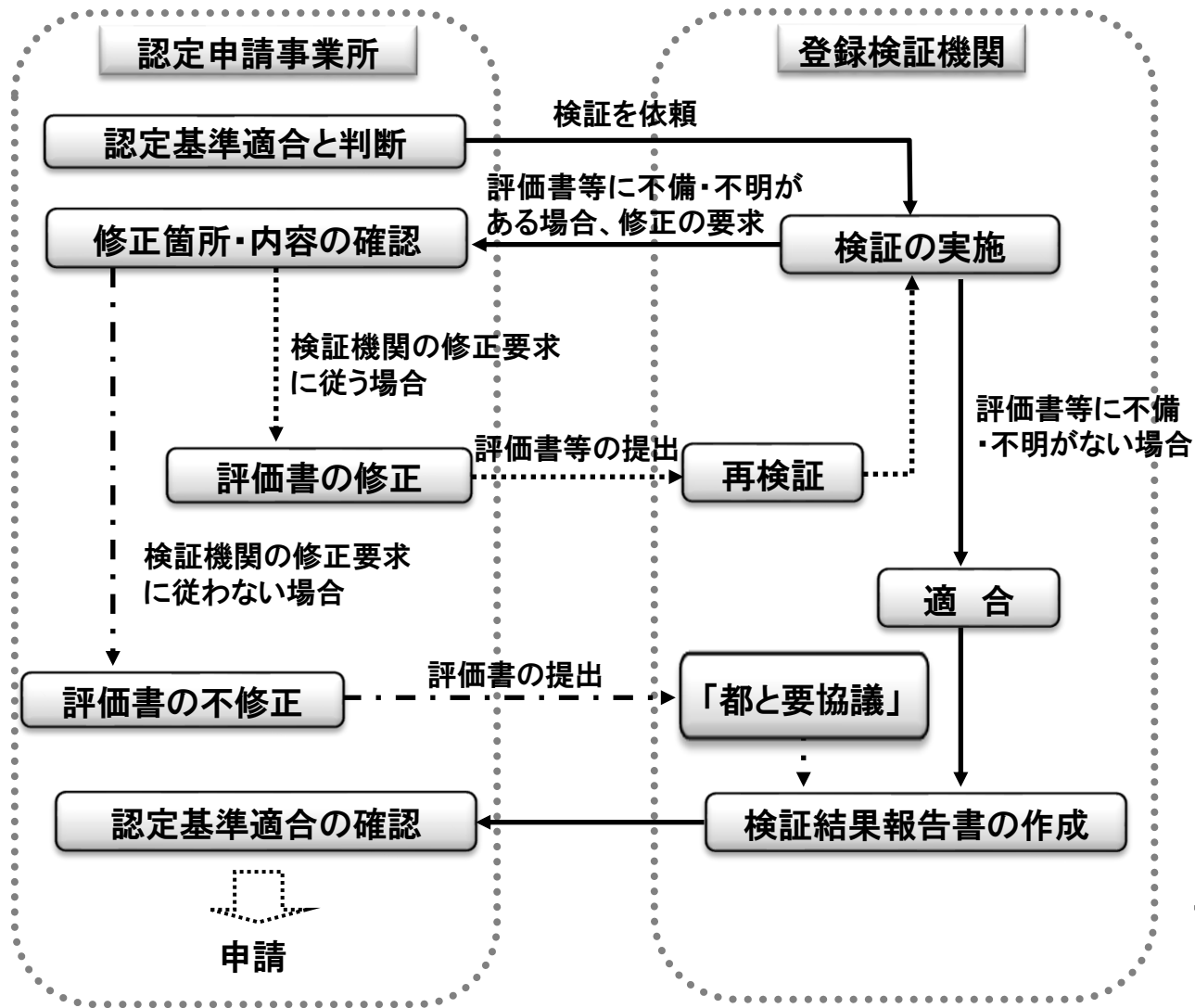
- 検証は4月から9月までの期間に実施する。
- 規模、用途等によって検証に要する時間が異なるため、可能な限り早期に検証を受けることが望ましい。

検証の実施

- 検証は、次の点について、第三者の立場で確認する。
 - ① 自己評価が、認定基準及び認定ガイドラインに従っているか。
 - ② 建物概要、設備性能、エネルギー使用量等に関して、算定及び集計の結果が適切であるか。
- 検証は、証拠となる書類の確認、設備又は各室に関する現地での確認、関係者へのヒアリングなどによって行われる。
- 検証を円滑に執り行うため、事前に準備し、検証当日の登録検証機関からの要求には速やかに対応する。

認定ガイドライン P18

検証のフロー



不備あり・不明の対応・再検証・評価書の不修正

不備あり・不明の対応

- 登録検証機関は、評価書等の内容と取組状況の程度が、整合していない場合又は整合していることが確認できない場合には、その誤りについて、認定申請事業所に対し、評価書等を修正するよう求める。

再検証

- 修正の要求に対して、評価書の内容と取組状況の程度の整合を確認するための証拠書類を作成した上で、評価書等を再提出する。
- 検証で修正を求められた箇所限定して修正し、他の箇所の修正は行わない。
- 再検証は1つの検証対象事項につき2回まで。

評価書の不修正

- 修正の要求に応じなかった場合、登録検証機関の検証結果には「不備あり」又は「不明」が残り、「都との要協議事項」として報告される。
- 検証結果報告書の検証結果は「東京都と要協議」となり、「東京都と要協議」の内容を修正する前の総合得点及び不合格要件の数が記入される。

認定申請の時期・提出書類

認定申請の時期

- 検証の結果、評価書の総合得点が認定水準を満足しているときは、9月末日※までに優良特定地球温暖化対策事業所削減義務率減少申請書に、評価書等を添えて申請を行う。
- 申請期間、申請方法等の詳細は、環境局のホームページに掲載する。

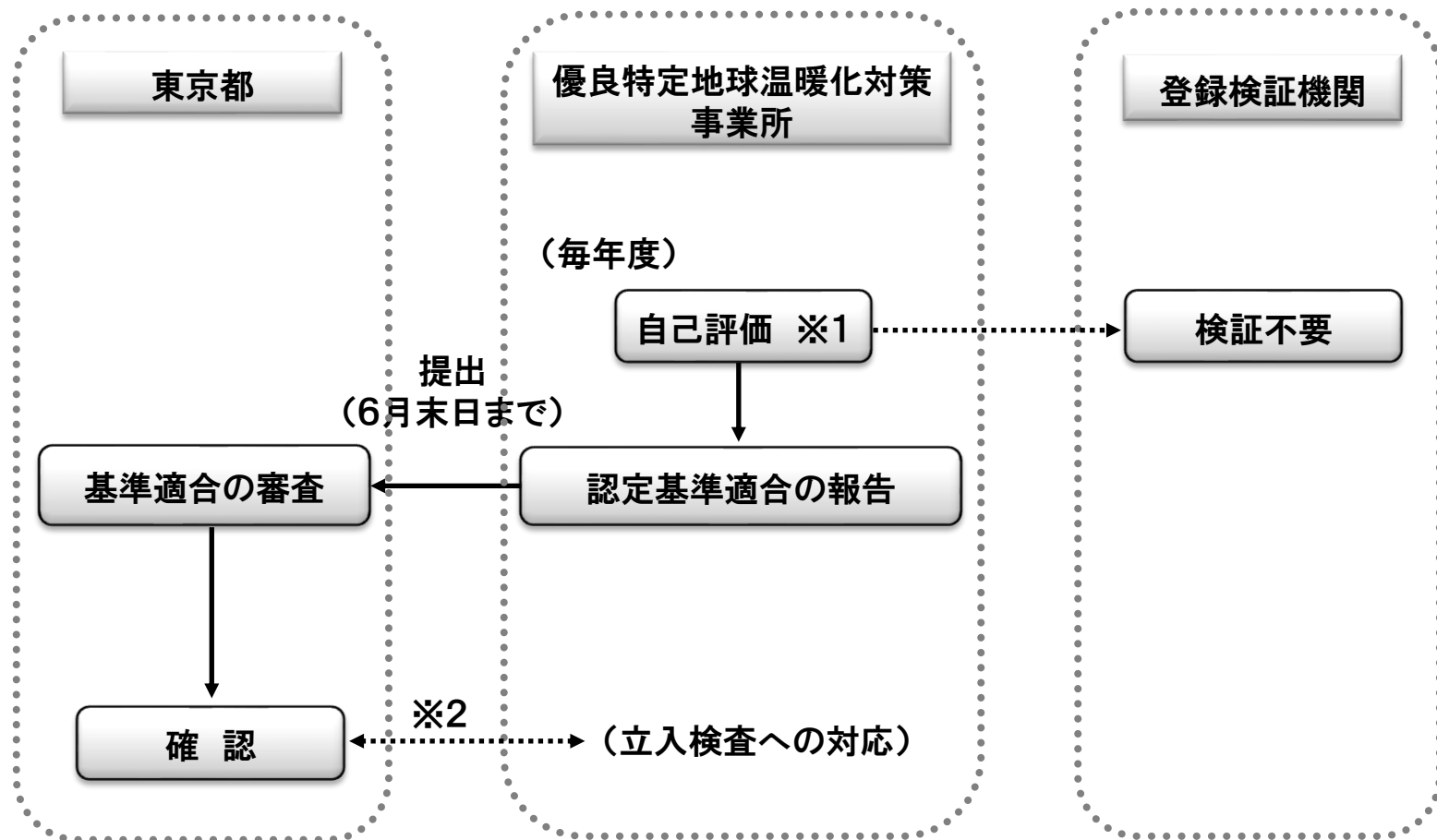
提出書類

1. 優良特定地球温暖化対策事業所削減義務率減少申請書(規則第1号様式の15)
2. 地球温暖化対策推進状況評価書(第一区分事業所、第二区分事業所)(第1号様式)
3. 地球温暖化対策推進状況に係る調書(第一区分事業所、第二区分事業所)(第2号様式)
4. 検証結果報告書(登録検証機関が作成したもの)
5. 検証結果詳細報告書(登録検証機関が作成したもの)
6. 検証チェックリスト(登録検証機関が作成したもの)
7. 検証機関が実地検証時に用いた手書きの調書の原本(登録検証機関が作成したもの)
8. 認定申請事業所のCO2削減推進体制がわかる書類(統括管理者、技術管理者及びエネルギー管理責任者の名前を明記する。)
9. 印鑑証明書(他の手続において、既に提出されているものの提出者と同一である場合は省略可)
10. その他都が必要と認める書類(令和4年度実績における暫定取扱い項目一覧)

※ 2,3及び8は原則、電子データで提出する。4、5及び6は、書類に加え、電子データも提出する。

※10の暫定的取扱い項目一覧は暫定的取扱いで評価した場合。

認定後の報告のフロー



※1 「認定時の認定基準、ガイドライン及びツール」を適用
(手続きに関しては最新のガイドラインを適用)

※2 立入検査は、必要に応じて実施する。

基準適合状況の報告・報告の内容・提出書類

基準適合状況の報告

- 認定申請の翌年度から削減義務期間の終了する年度まで、毎年度、基準への適合状況について6月末日までに報告する。

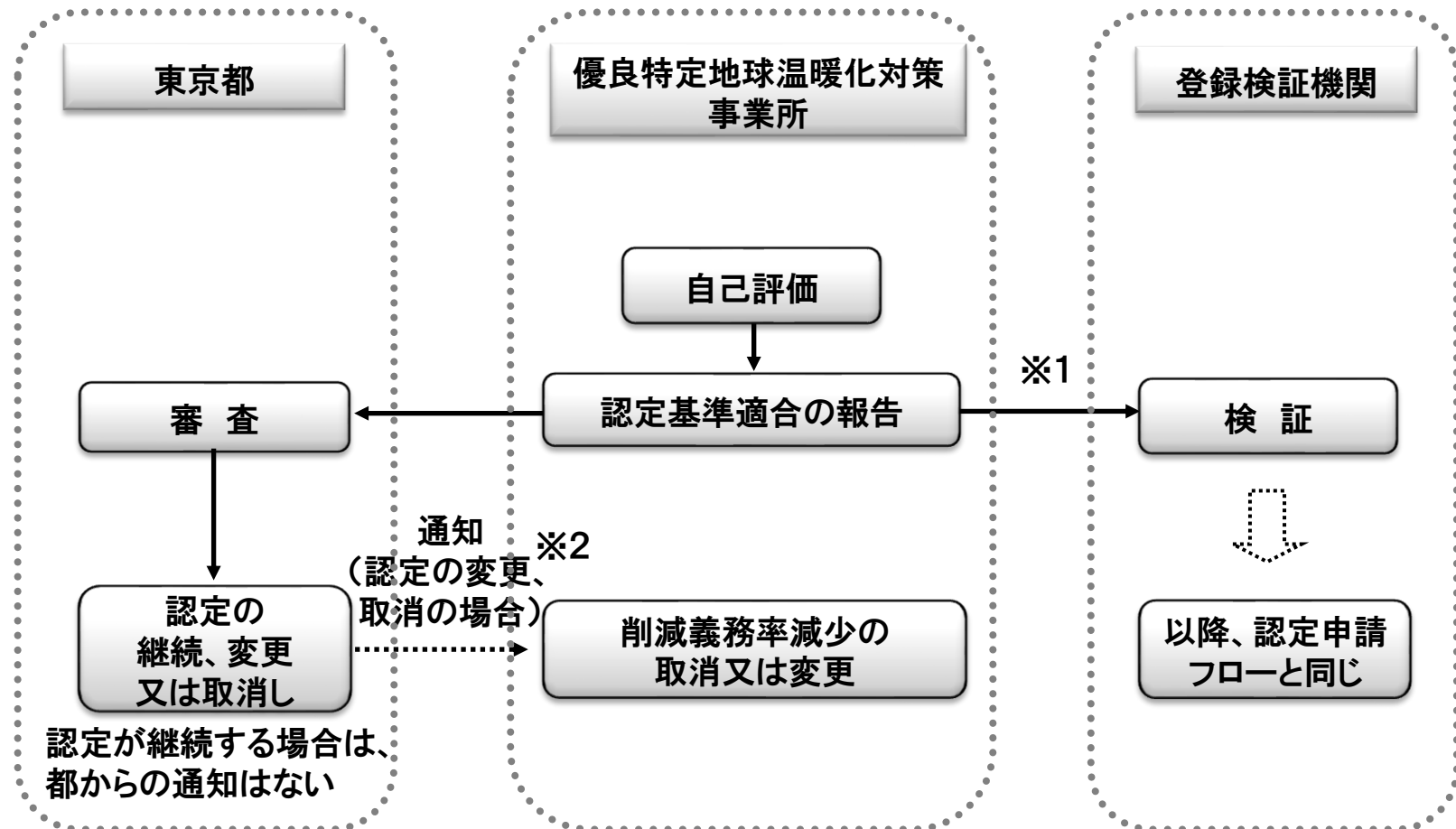
報告の内容

- 取組状況について自らで検証を行い、評価書を作成し、提出する。
- 登録検証機関による検証の結果を添付する必要はない。
- 前年度の評価書等の記載内容に変更がある場合は、変更部分の根拠書類を準備し、調書を作成した上で、評価書とともに都へ提出する。
- 報告をしない場合には、認定を取り消されることがある。
- 認定申請年度の4月1日時点の認定基準及び本ガイドラインを適用し、自己評価等を行う。

提出書類

1. 優良特定地球温暖化対策事業所適合状況報告書(第3号様式)
 2. 地球温暖化対策推進状況評価書(第一区分事業所、第二区分事業所)(第1号様式)
 3. 地球温暖化対策推進状況に係る調書(第一区分事業所、第二区分事業所)(第2号様式)(変更部分のみ)
 4. 認定申請事業所のCO2削減体制がわかる書類
 5. その他都が必要と認める書類
- ※ 2,3,4は原則、電子データで提出する。

総合得点に変動がある場合のフロー



※1 準トップレベル事業所がトップレベル事業所の認定申請を行う場合

※2 取組状況の評価点の合計が認定時より下がり、かつ、総合得点が認定時の認定水準を満足しないとき

総合得点に変動がある場合の対応と認定の取扱い

準トップレベル事業所がトップレベル事業所の認定申請をする場合

- 登録検証機関による検証の結果を添えて、改めて9月末までに認定申請を行うことにより、トップレベル事業所の認定を受けることができる。
- 6月末の報告は不要であるが、トップレベル事業所の認定申請を行う旨を届け出る。
- 準トップレベル事業所に認定されている事業所がトップレベル事業所の認定申請をする場合、認定申請年度のガイドラインを適用する。

認定の変更又は取消しがある場合

- 報告の内容に虚偽又は錯誤があった場合は、都が修正を行うこともある。
- 「トップ」から「準トップ」へ認定の変更の場合、優良特定地球温暖化対策事業所認定(認定拒否)通知書(規則第1号様式の16)により、取消の場合は、優良特定地球温暖化対策事業所認定取消通知書(規則第1号様式の17)により、通知する。
- 認定の変更又は取消に当たっては、認定の変更又は取消後の特例措置が付される。(報告書の内容に虚偽又は錯誤がなかった場合に限る)

2年度目以降の報告と認定の継続、認定の変更、取消

総合得点 取組状況の 評価点の合計※	上がる	変化なし	下がる
	<ul style="list-style-type: none"> ・準トップ⇒80.0点以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・トップ⇒80.0点以上 ・準トップ⇒70.0点以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・トップ⇒80.0点未満 ・準トップ⇒70.0点未満
上がる	<ul style="list-style-type: none"> ・認定の継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・認定の継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・認定の継続
変化なし	<ul style="list-style-type: none"> ・「準トップ」→「トップ」への変更申請も可能 (改めて登録検証機関による検証が必要) 		
下がる			<ul style="list-style-type: none"> ・「トップ」→「準トップ」へ認定の変更 又は、認定の取消

※ 評価項目における取組状況の評価点の合計値について、2年度目以降の報告と認定された年度の4月1日時点における当該合計値と比べたときをいう。

認定ガイドライン P23,24,25

総合得点が下がり、従前の認定結果を下回る場合

報告事項 認定基準	事業所の取組状況の 報告 (自己検証)	都による認定基準適合の確認 (認定基準不適合の有無を 審査)
I 一般管理事項	報告対象	審査対象
II 事業所の建物及び 設備性能に関する事項	報告対象	建物・設備の大きな変更等を伴 う場合はこの項目も審査対象※
III 事業所及び設備の 運用に関する事業	報告対象	審査対象

※ 制御機器が有効に機能しているか、設備改修に伴う設備性能の変更等は審査対象

- 都は報告内容を確認し、運用対策の取組状況などを中心に認定基準に適合していないと認めるときは、認定を取り消す。
- 認定が取り消された場合(報告書の内容に虚偽又は錯誤がない場合に限る)であっても、認定の変更又は取消の通知があった翌年度に取組の程度が認定時の取組の程度と変化がない状態に復元したと都が認めるときは、再びトップレベル事業所等に認定される。なお、事業所の申請においては、登録検証機関による検証を受ける必要がない。

基準排出量の増加の変更がある場合の対応と取扱い

認定申請継続の手続き

優良特定
地球温暖化対策
事業所

- ・基準排出量の変更
- ・継続して認定を希望

基準適合状況報告の提出

報告期限(9月末日まで)
※6月末日までの届出が必要

■登録検証機関の検証結果を添付

- ・設備の変更又は熱供給事業所における熱供給先面積の変更の場合、必要なし
- ・評価書・調書に生じた変更部分のみ検証を行う

・評価の対象期間に変更があった場合の対応

- ・評価の対象年度の途中(当該変更部分の竣工日が7月1日以降)に変更があったときは、変更部分を評価に含めずに基準適合状況報告を行い、その翌年度の基準適合状況報告において評価の対象とすることが可能
- ・変更部分を評価に含めない場合、変更内容をまとめた書類の提出が必要

・適用する認定基準

- ・原則として、認定申請年度の4月1日時点の認定基準及び認定ガイドラインを適用

基準排出量の変更後の報告

提出書類

- (ア)優良特定地球温暖化対策事業所適合状況報告書(第3号様式)
- (イ)地球温暖化対策推進状況評価書(第一区分事業所、第二区分事業所)(第1号様式)
- (ウ)地球温暖化対策推進状況に係る調書(第一区分事業所、第二区分事業所)
(第2号様式)(変更部分のみ)
- (エ)検証結果報告書(登録検証機関が作成したもの)
- (オ)検証結果詳細報告書(登録検証機関が作成したもの)
- (カ)検証チェックリスト(登録検証機関が作成したもの)
- (キ)検証機関が実地検証時に用いた手書きの調書の原本(登録検証機関が作成したもの)
- (ク)認定申請事業所のCO2削減体制がわかる書類
(統括管理者、技術管理者及びエネルギー管理責任者の名前を明記する。)
- (ケ)印鑑証明書
(他の手続において、既に提出されているものの提出者と同一である場合は省略可)
- (コ)その他都が必要と認める書類(令和4年度実績における暫定取扱い項目一覧)

※(イ)、(ウ)、及び(ク)は原則、電子データで提出する。(エ)、(オ)及び(カ)は、書類に加え、電子データも提出する。なお、(イ)及び(ウ)の電子データは検証を終了した最終の電子データとする。

※ 基準排出量の変更を伴わない場合は、翌年度の報告で対応する。

※(コ)の暫定的取扱い項目一覧は暫定的取扱いで評価した場合。

削減義務率の区分の変更がある場合の対応と取扱い

認定申請継続の手続き

優良特定
地球温暖化対策
事業所

※都に相談して削減義務率の区分について確認し、申請手続きを開始

- ・削減義務率の区分に変化が生じる見込み
- ・継続して認定を希望

再度、認定申請が必要

申請期限
(9月末日まで)

■登録検証機関の検証結果を添付

・評価の対象期間に変更があった場合の対応

- ・評価の対象年度の途中(当該変更部分の竣工日が7月1日以降)に変更があったときは、変更部分を評価に含めずに基準適合状況報告を行い、その翌年度に認定申請を行うことが可能
- ・変更部分を評価に含めない場合、変更内容をまとめた書類の提出が必要

・適用する認定基準

- ・原則として、変更後の申請年度の4月1日時点の認定基準及び認定ガイドラインを適用

削減義務率の区分の変更後の認定申請

提出書類

- (ア)優良特定地球温暖化対策事業所削減義務率減少申請書
- (イ)地球温暖化対策推進状況評価書(第一区分事業所、第二区分事業所)(第1号様式)
- (ウ)地球温暖化対策推進状況に係る調書(第一区分事業所、第二区分事業所)(第2号様式)
- (エ)検証結果報告書(登録検証機関が作成したもの)
- (オ)検証結果詳細報告書(登録検証機関が作成したもの)
- (カ)検証チェックリスト(登録検証機関が作成したもの)
- (キ)検証機関が実地検証時に用いた手書きの調書の原本
(登録検証機関が作成したもの)
- (ク)認定申請事業所のCO2削減推進体制がわかる書類
(統括管理者、技術管理者及びエネルギー管理責任者の名前を明記する。)
- (ケ)印鑑証明
(他の手続において、既に提出されているものの提出者と同一である場合は省略可)
- (コ)その他知事が必要と認める書類(令和4年度実績における暫定取扱い項目一覧)

※ (ア)について、申請書が本年度のものであることを確認すること。
(前年度から申請書に様式変更を加えたため)

※ (イ)、(ウ)、及び(ク)は原則、電子データで提出するものとする。
ただし、(イ)及び(ウ)の電子データは検証を終了した最終の電子データとする。

※ 基準排出量の変更を伴わない場合は、翌年度の報告で対応する。

※ (コ)の暫定的取扱い項目一覧は暫定的取扱いで評価した場合。

トップレベル事業所等の認定と認定の取消(例)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
事業所の地球温暖化対策の取組状況	4～3月:良好	4～3月:大きく低下 (総合得点が当該認定水準以下及び取組状況低下)	4～3月:良好 (認定申請時の取組状況に回復)	
認定までの流れ		9月末まで (検証結果添付) 認定基準適合の判断 10～3月 認定	6月末まで 報告(自己検証) 7～3月 認定取消	6月末まで 報告(自己評価) 7～3月 再認定
削減義務率軽減		認定年度から緩和	翌年度4月から本則どおりの義務率 取消を受けた年度まで緩和	取組が回復した年度から緩和
			1年で認定申請時の取組状況に回復すれば削減義務率の軽減が継続する。	

4. 地球温暖化対策推進状況評価書等の概要

評価書等の全体構成

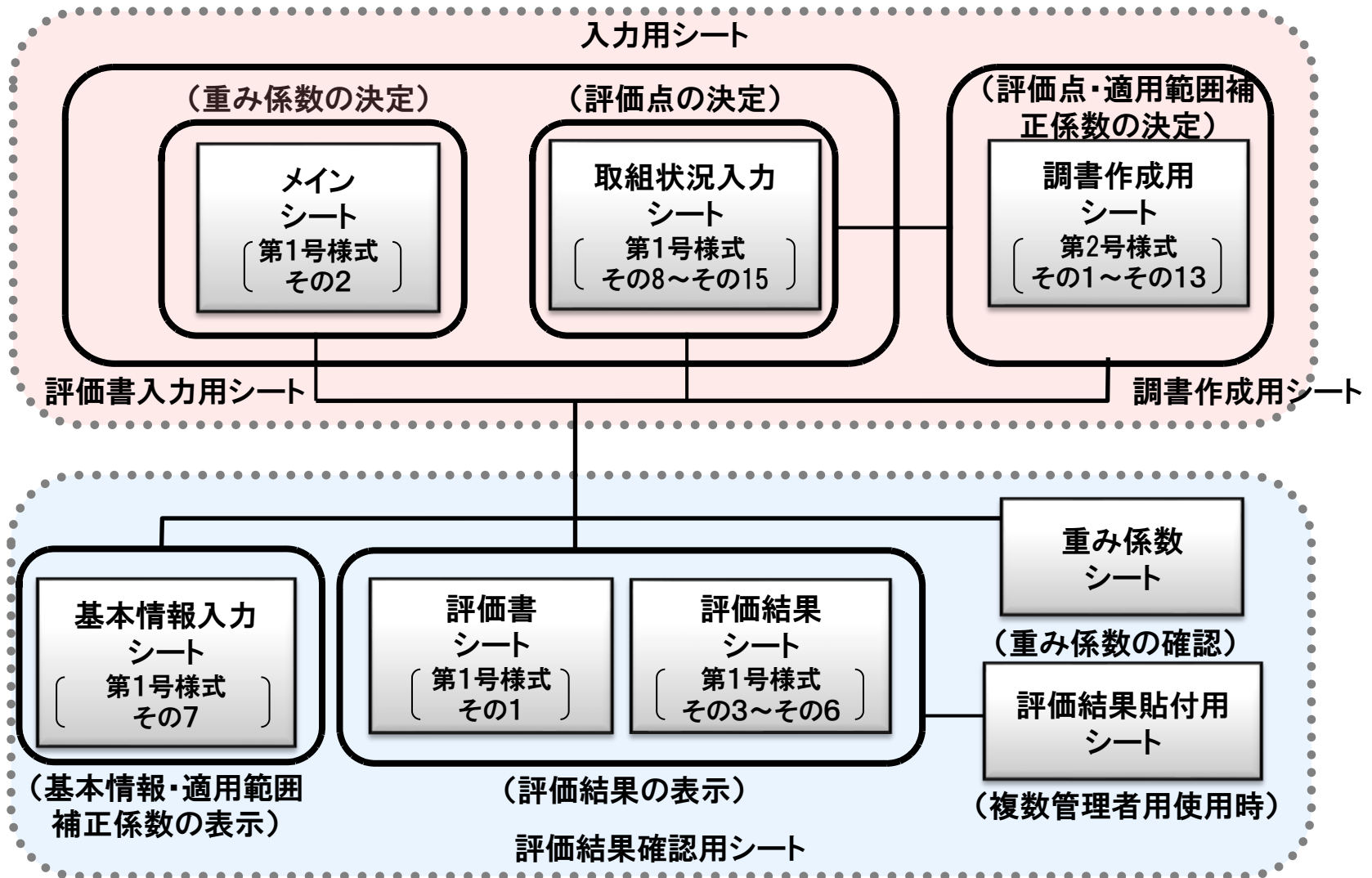
	評価書 第1号様式 その1～その15(第一区分) その1～その30(第二区分)	評価書 第1号様式 その16～その22(第一区分) その31～その40(第二区分)	調書 第2号様式 その1～その13(第一区分) その1～その14(第二区分)
作成方法	評価ツール	評価ツール (複数管理者用)	評価ツール (調書作成用シート)
通常の場合	認定申請事業所 全体で作成	— (作成不要)	認定申請事業所 全体で作成
複数エネルギー 管理責任者用を 用いる場合	エネルギー管理 責任者ごとに作成	認定申請事業所 全体で作成	エネルギー管理 責任者ごとに作成

※ 評価書等の作成に当たっては、認定ガイドラインに則り、評価ツールを用いなければならない。

評価書と調書の記入要領、記入例については、それぞれの手引きを参照する。

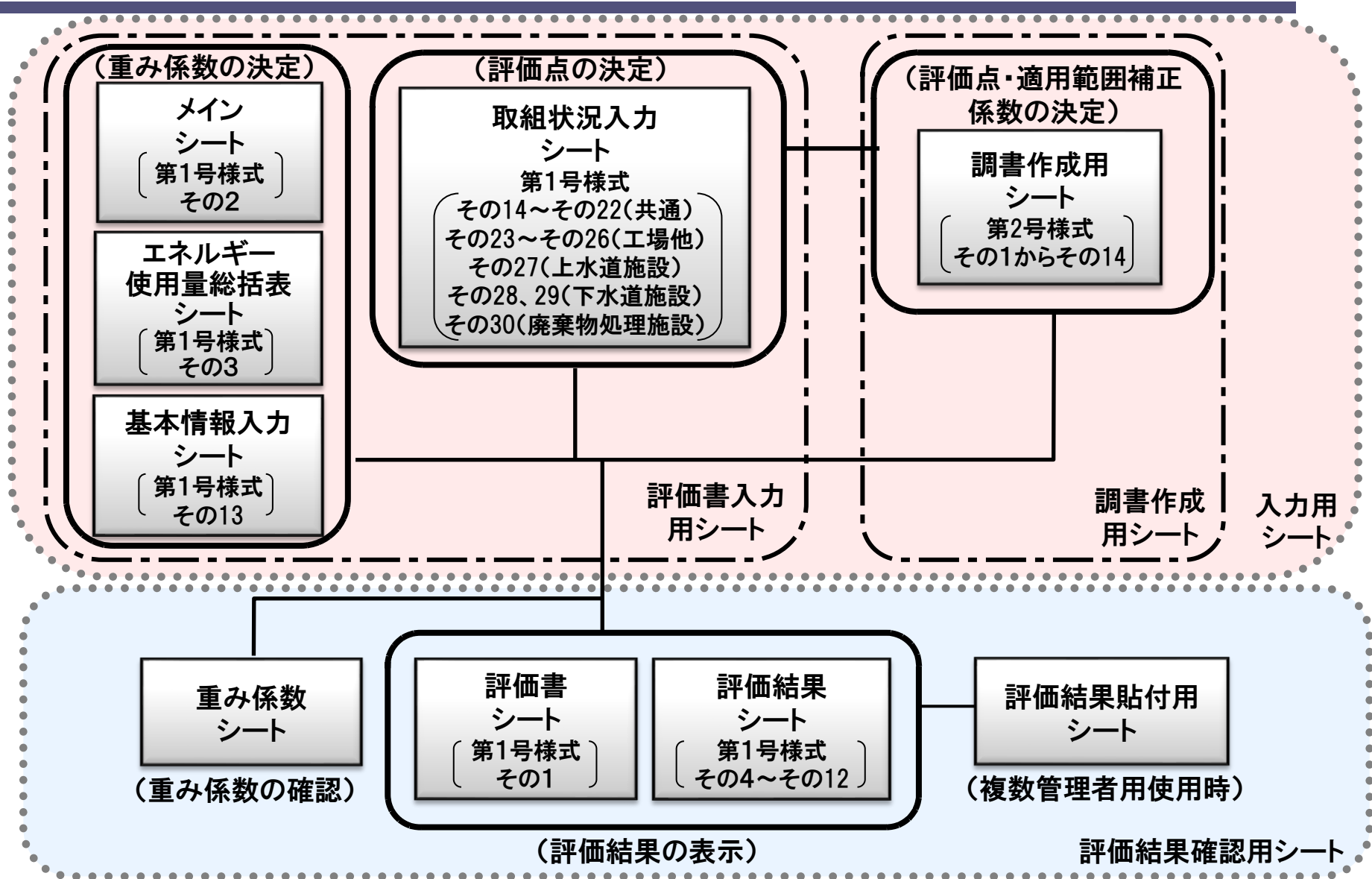
認定ガイドライン P31～36

評価書等の概要（第一区分）

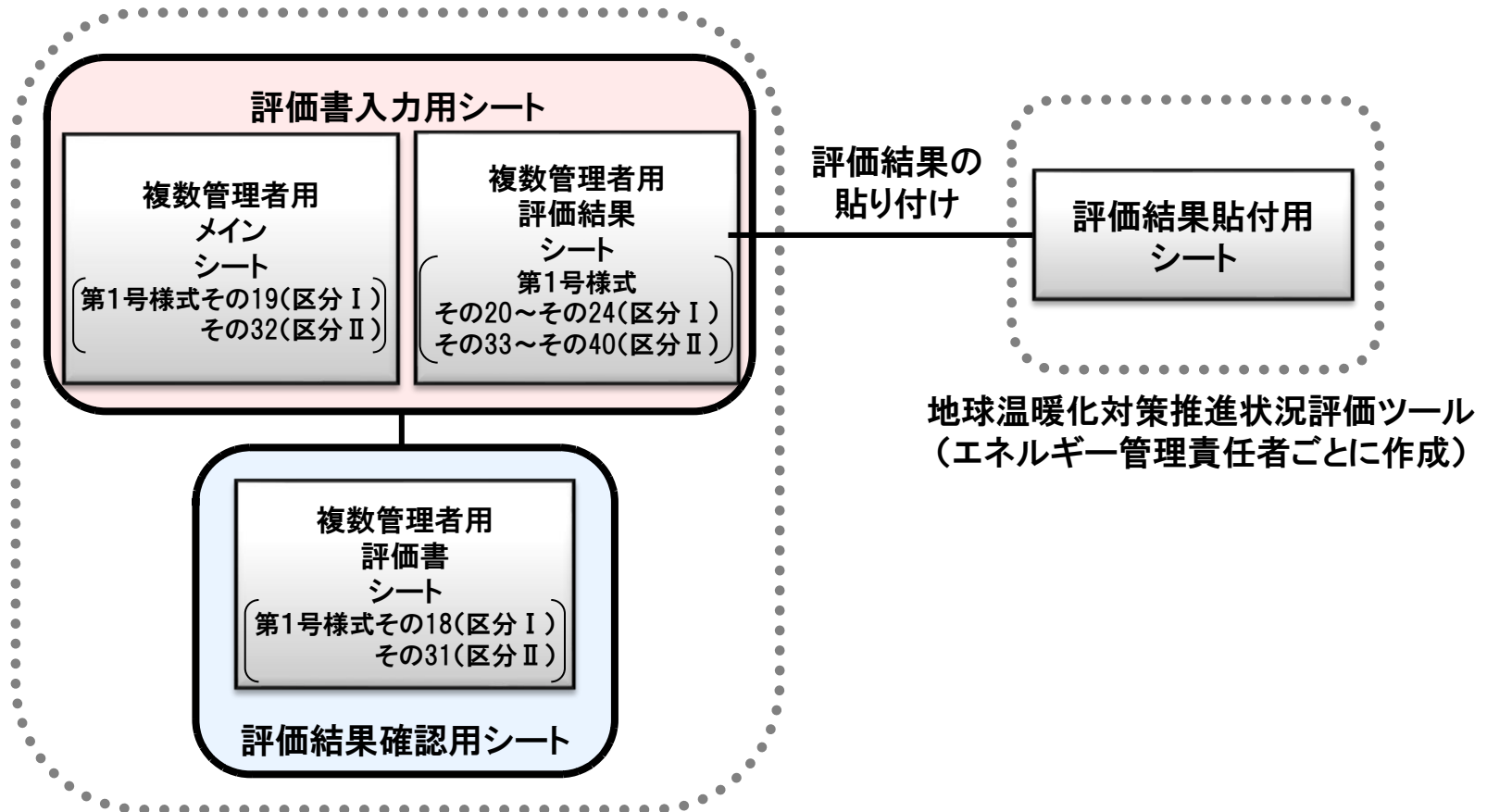


認定ガイドライン P31～38

評価書・評価ツールの概要（第二区分）



認定ガイドライン P37,38(第一区分) P38~40(第二区分) 複数管理者用の評価書・評価ツールの概要



地球温暖化対策推進状況評価ツール【複数管理者用】
(認定申請事業所全体で作成)

調書の概要

調書の位置づけ

- 調書は、評価書とともに提出する書類で、検証の対象となる。
(第2号様式その1～その13(第一区分)、その1～その14(第二区分))
- 複数エネルギー管理責任者用を用いる場合は、エネルギー管理責任者ごとが対象になる。

調書を作成する目的

- ① 認定申請事業所全体の設備機器等の容量や台数等を把握する。
- ② 認定申請事業所の主要設備のエネルギー使用量を把握し、エネルギー消費先区分ごとのエネルギー使用量を想定する。(第二区分)
- ③ 対象評価項目の取組状況の程度を把握する。
- ④ 検証を円滑に行う。

調書・調書作成用シートの一覧（第一区分）

様式	分類
○設備機器等に関するもの	
第2号様式その1	熱源機器
第2号様式その2	冷却塔
第2号様式その3	空調用ポンプ
第2号様式その4	空調機 その1
第2号様式その5	空調機 その2
第2号様式その6	パッケージ形空調機
第2号様式その7	ファン
第2号様式その8の1	照明器具－標準入力
第2号様式その8の2	照明器具－簡易入力
第2号様式その9	変圧器
第2号様式その10	給水ポンプ
第2号様式その11	昇降機
第2号様式その12	冷凍・冷蔵設備
○集計	
第2号様式その13	空調設備集計

認定ガイドライン P35,36

調書・調書作成用シートの概要（第一区分）

- 左側に基本情報、右側に取組状況の程度を記入するように構成されている。
- 取組状況の程度又は合計の欄の数値に基づき、第1号様式その7の基本情報となる数値や第1号様式その8からその15の取組状況の程度が、自動的に反映される。

第2号様式(優良特定地球温暖化対策事業所の認定ガイドライン(第一区分事業所))その8

		最も古い設備 2008		～最も新しい設備 2008													
No	設置年度	機器記号	機器名称	種別			電動機出力(kW)	台数	II 3a.3		II 3a.10	II 3a.11	II 3a.13	II 3a.14	II 3a.15	III 1a.12	
				空調2次ポンプ	空調1次ポンプ	冷却水ポンプ			永久磁石(IPM)モータ	JIS高効率モータ							インバータ制御
取組状況の程度				-	-	-	-	-	0%	33%	-	100%	82%	46%	0%	100%	100%
合計				122.5kW	88.5kW	165.0kW	376.0kW	20台	0.0kW	122.5kW	163.0kW	122.5kW	100.5kW	40.5kW	0.0kW	122.5kW	163.0kW
1	2008	CDP-TR-1	ターボ冷凍機用冷却水ポンプ			○	30.0	1									
2	2008	CP-TR-1	ターボ冷凍機用冷水ポンプ		○		15.0	1									
3	2008	CDP-RB-1-3	直基吸収冷凍機用冷却水ポンプ			○	45.0	3									
4	2008	CP-RB-1-3	直基吸収冷凍機用冷水ポンプ		○		11.0	3									
5	2008	CP-HEX-1	蓄熱槽冷水1次ポンプ		○		22.0	1					○				○
6	2008	CP-HEX-2	蓄熱槽冷水2次ポンプ		○		18.5	1					○				○
7	2008	CP-L-1,2	冷水低層系統2次ポンプ	○			5.5	2		○	○				○		○
8	2008	CP-H-1,2	冷水高層系統2次ポンプ	○			18.5	3		○	○				○		○
9	2008	HHP-L-1,2	温水低層系統2次ポンプ	○			5.5	2		○	○				○		○
10	2008	CHP-H-1-3	冷温水高層系統2次ポンプ	○			15.0	3		○	○				○		○
11																	
12																	
13																	
14																	
15																	
16																	
17																	
18																	
19																	
20																	
21																	
22																	
23																	
24																	
25																	
26																	
27																	
28																	
29																	
30																	

調書に記入した設備機器の『種別』や『使用用途』と各評価項目の取組状況に不整合がある場合、セルが赤くなるように設定されている。

調書・調書作成用シートの一覧（第二区分）

様式	分類
○設備機器に関するもの	
第2号様式その1	蒸気ボイラー
第2号様式その2	熱源機器
第2号様式その3	冷却塔
第2号様式その4	熱源ポンプ
第2号様式その5	変圧器
第2号様式その6	エアコンプレッサー
第2号様式その7	給水・排水処理設備
第2号様式その8	パッケージ形空調機 その1
第2号様式その9	パッケージ形空調機 その2
第2号様式その10	空調機 その1
第2号様式その11	空調機 その2
第2号様式その12	空調・換気用ファン
第2号様式その13	照明器具
第2号様式その14	昇降機

※該当する設備がある場合は必ず作成する。

認定ガイドライン P37,38

調書・調書作成用シートの概要（第二区分）

- 左側に基本情報、中央に取組状況の程度、右側にエネルギー使用量を記入するように構成されている。
- 取組状況の程度又は合計の欄の数値に基づき、評価書へ自動的に反映される。

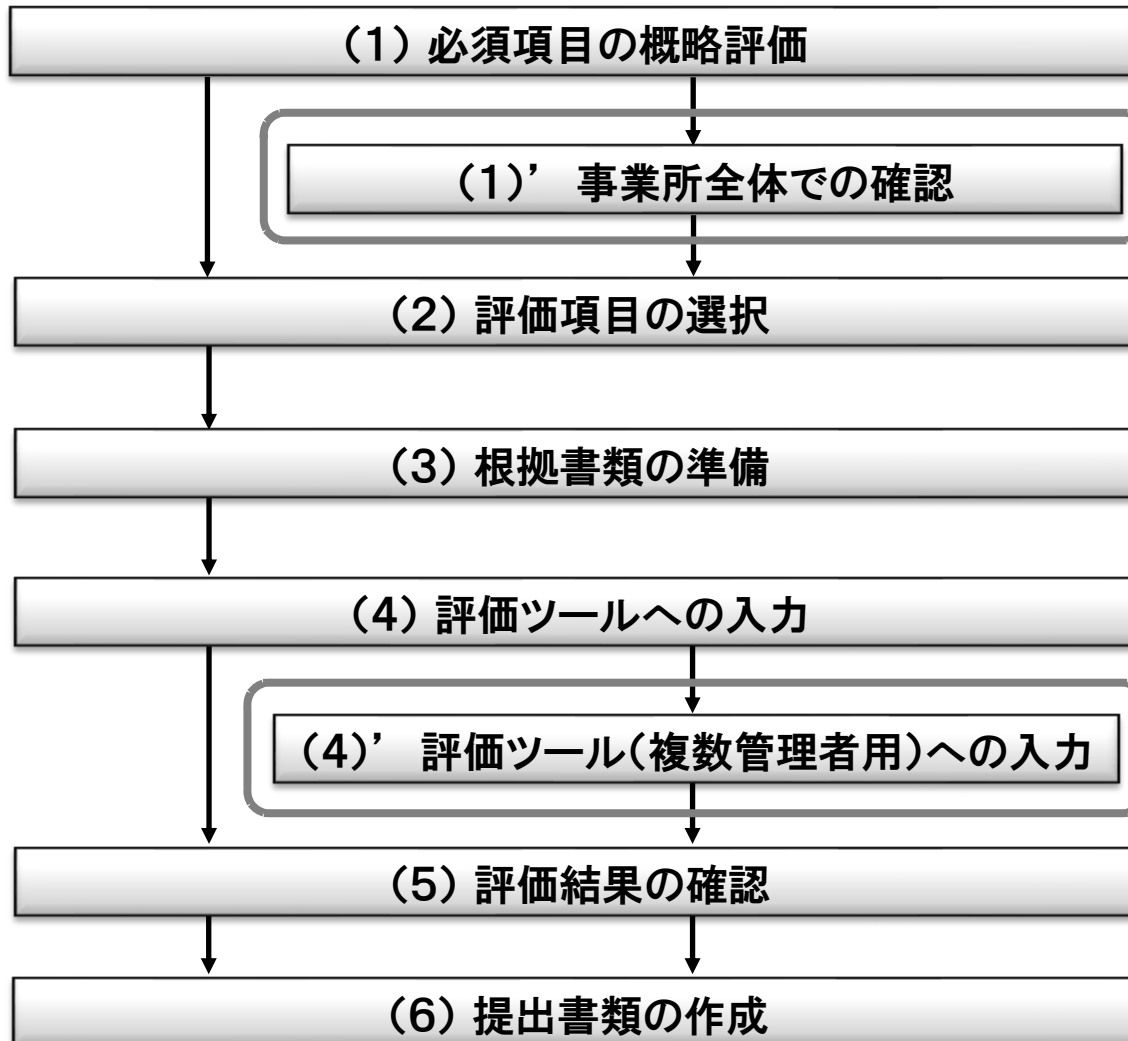
第2号様式(優良特定地球温暖化対策事業所の認定ガイドライン(第二区分事業所))その5


No	管理区分	機器記号	機器名称	No.2	No.3	No.4	No.1	—	II 1b.5	II 1b.8	II 1b.11	II 1b.12	エネルギー使用量					
				種別			電動機出力 (kW)	台数	空調2次ポンプの台数制御及びインバータによる変流量制御	永久磁石 (IPM) モータ	JIS 高効率モータ	空調1次ポンプの台数制御又はインバータによる変流量制御	冷却水ポンプの台数制御又はインバータによる変流量制御	年間稼働時間 (h/年)	負荷率	推計値 (MWh/年)	実測値 (MWh/年)	採用値 (MWh/年)
				空調2次ポンプ	空調1次ポンプ	冷却水ポンプ												
取組状況の程度				—	—	—	—	—	100%	0%	100%	0%	0%	—	—	—	—	—
合計				88.0kW	148.0kW	220.0kW	456.0kW	12台	88.0kW	0.0kW	456.0kW	0.0kW	0.0kW	—	—	1,337MWh/年	200MWh/年	1,396MWh/年
1	ユーティリティ	PCD-2-1	直禁吸収冷温水機用冷却水ポンプ		○		55.0	3						3,000	1.00	495	495	
2	ユーティリティ	PC-2-1	直禁吸収冷温水機用冷水ポンプ		○		37.0	3						3,000	1.00	333	333	
3	ユーティリティ	PCD-1-1	ターボ冷凍機用冷却水ポンプ			○	55.0	1						4,000	1.00	220	220	
4	ユーティリティ	PC-1-1	ターボ冷凍機用冷水ポンプ			○	37.0	1						4,000	1.00	148	148	
5	ユーティリティ	PC-1-1~3	冷水2次ポンプ	○			22.0	4	○		○			4,000	0.40	141	200	
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		
16																		
17																		
18																		
19																		
20																		
21																		
22																		
23																		
24																		
25																		
26																		
27																		
28																		
29																		
30																		

調書に記入した設備機器の『種別』や『使用用途』と各評価項目の取組状況に不整合がある場合、セルが赤くなるように設定されている。

5. 評価書等の作成方法

認定ガイドライン P39(第一区分) P41(第二区分) 評価書等の作成フロー



 :複数エネルギー管理責任者用を用いる場合

認定ガイドライン P40(第一区分) P42(第二区分)

必須項目の概略評価・評価項目の選択

必須項目の概略評価

- 評価書の作成には、かなりの時間と労力を要するため、最初に必須項目の概略評価を行い、必須要件を満足しているかどうかを確認する。
- 必須項目の取組状況の程度が、選択肢において最も低い取組状況である(概ね評価点が0点の場合)数によっては、必須要件を満足しないため、認定を受けられることはできなくなる。

認定申請事業所全体での確認

- 評価ツール(複数管理者用)を使用する場合、エネルギー管理責任者ごとに必須項目の概略評価を行い、必須要件を満足しているかどうかを確認する。

評価項目の選択

- 必須要件を満足している場合、又は現状の把握のために評価を行う場合は、対象評価項目を選択する。
- あらかじめ対象評価項目を選択しておくことで、評価書の作成作業の軽減が図れる。

認定ガイドライン P40,41(第一区分) P42,43(第二区分)

提出書類の作成

根拠書類の準備

- 調書の作成及び対象評価項目に関する根拠書類を準備する。
- 複数エネルギー管理責任者用を用いる場合は、エネルギー管理区分ごとに、根拠書類を準備し、根拠書類に基づき、調書を作成する。

評価ツールへの入力

- 根拠書類に基づき、評価ツールを使用し、評価書及び調書を作成する。
- 評価ツールのメインシート、基本情報シートの適用範囲補正係数に影響のある調書の左側(基本情報)を先に入力し、重み係数を確認する。その後、取組状況入力シート、調書の右側(取組状況の程度)を入力する。(第一区分)
- 評価ツールのメインシート、エネルギー使用量総括表シート、基本情報入力シート及び基本情報シートの適用範囲補正係数に影響のある調書の左側(基本情報)を先に入力する。(第二区分)

評価ツール(複数管理者用)への入力

- 複数エネルギー管理責任者用を用いる場合は、エネルギー管理責任者ごとに評価ツールを使用して評価書を作成し、それぞれの評価結果貼付用シートの結果を評価ツール(複数管理者用)に値貼り付けとする。

認定ガイドライン P41(第一区分) P43(第二区分)

評価結果の確認・提出書類の作成

評価結果の確認

- 評価ツールへの入力終了すると、自動的に総合得点が評価書シートに示される。
- 認定申請事業所は、評価結果が認定基準を満足しているかどうかを確認する。

提出書類の作成

- 評価結果が認定基準を満足している場合は、登録検証機関へ検証を依頼する。
- 評価書は第1号様式その1から15までを、調書は第2号様式その1～その13(評価対象分のみ)をそれぞれ順番に取りまとめる。(第一区分)
- 評価書は第1号様式その1～その30(評価対象分のみ)までを、調書は第2号様式その1～その30(評価対象分のみ)をそれぞれ順番に取りまとめる。(第二区分)
- 複数エネルギー管理責任者用を用いる場合、評価書は第1号様式その16～その22を順番に綴じた後に、第1号様式その1～その15を評価N0.の順番で綴じて取りまとめる。調書は第2号様式その1～その13(評価対象分のみ)を評価N0.の順番で綴じて取りまとめる。(第一区分)
- 複数エネルギー管理責任者用を用いる場合、評価書は第1号様式その31～その40を順番に綴じた後に、第1号様式その1～その30(評価対象分のみ)を評価N0.の順番で綴じて取りまとめる。調書は第2号様式その1～その14(評価対象分のみ)を評価N0.の順番で綴じて取りまとめる。(第二区分)

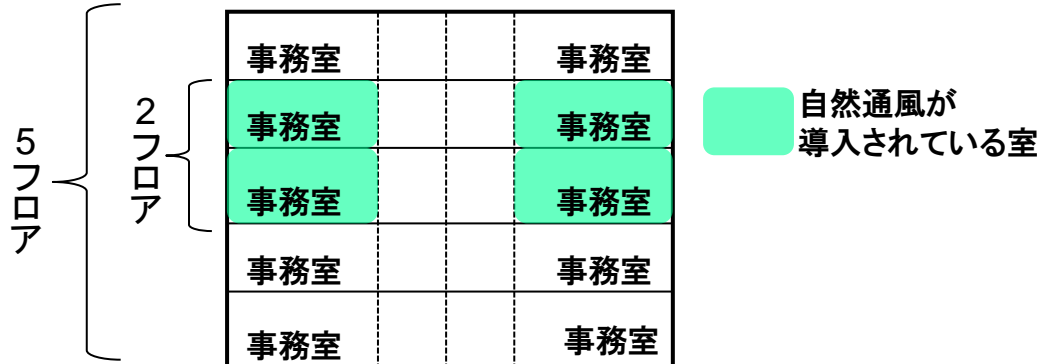
根拠書類について(1)

根拠書類の例

- 調書作成用シートには、「床面積」・「窓面長さ等」・「誘導灯」・「衛生器具」・「オフィス機器」等、評価にあたり根拠となるシートがないため、調書以外で根拠書類を作成する必要がある。
- 当該根拠書類においては、詳細比率を算出しなくても、概ねの割合を証明できればよい。

(例1)床面積の根拠書類の作成

- II 1.2「自然通風を利用したシステムの導入」等の評価項目では主たる室用途の床面積に対する導入割合を評価する。
- 主たる用途:事務所、主たる室用途:事務室の場合

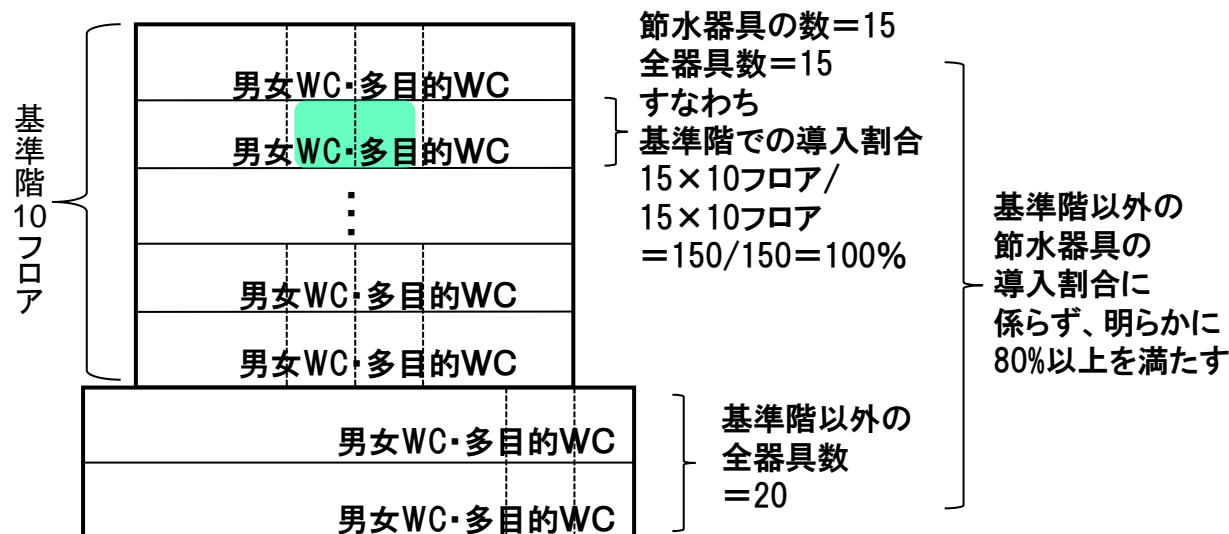


事務室基準階フロア数で計算
(概略計算・図の場合2フロア/5フロア=40%)

根拠書類について(2)

(例2)設備数量に係る根拠書類の作成

- II 3c.2「高輝度型誘導灯・蓄光型誘導灯の導入」、II 3d.2「大便器の節水器具の導入」、II 3f.1「グリーン購入法適合商品のオフィス機器の導入」等の評価項目では省エネ型設備の、全数量に対する割合を評価する。
- 取組状況の程度は、評価点1:「80%以上に採用」、評価点0.5:「40%以上80%未満に採用」、評価点0:「40%未満に採用又は採用なし」といったように詳細比率を問わず、3択や4択となっている場合が多い。
- 基準階を有する事業所にて、大便器の節水器具数の根拠書類を作成する場合



基準階での導入割合を確認し、全数の調査を行わない
(概略計算・図の場合、80%以上に採用)

根拠書類について(3)

根拠書類の例

- 調書作成用シートには「オフィス機器」・「自動販売機」・「生産・プラント・特殊設備」・「上(下)水道施設」・「廃棄物処理施設」等、評価にあたり根拠となるシートがないため、調書以外で根拠書類を作成する必要がある。
- 根拠書類には、事業所にて保有している設備台帳や設備管理表などをそのまま用いることが出来る。

品名	仕様	品目コード												備	注				
		1111	1112	1113	1114	1115	1116	1117	1118	1119	1120	1121	1122						
1.1.1.1.1	事務用パソコン																		
1.1.1.1.2	事務用プリンター																		
1.1.1.1.3	事務用コピー機																		
1.1.1.1.4	事務用ファクシミリ																		
1.1.1.1.5	事務用電子印字機																		
1.1.1.1.6	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.7	事務用電子写真機																		
1.1.1.1.8	事務用電子写真複写機																		
1.1.1.1.9	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.10	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.11	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.12	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.13	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.14	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.15	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.16	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.17	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.18	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.19	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.20	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.21	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.22	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.23	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.24	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.25	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.26	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.27	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.28	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.29	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.30	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.31	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.32	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.33	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.34	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.35	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.36	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.37	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.38	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.39	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.40	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.41	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.42	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.43	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.44	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.45	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.46	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.47	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.48	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.49	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.50	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.51	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.52	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.53	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.54	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.55	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.56	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.57	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.58	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.59	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.60	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.61	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.62	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.63	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.64	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.65	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.66	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.67	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.68	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.69	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.70	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.71	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.72	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.73	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.74	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.75	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.76	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.77	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.78	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.79	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.80	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.81	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.82	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.83	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.84	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.85	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.86	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.87	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.88	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.89	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.90	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.91	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.92	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.93	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.94	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.95	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.96	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.97	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.98	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.99	事務用電子複写機																		
1.1.1.1.100	事務用電子複写機																		

設備台帳・管理表よりそのまま取組状況を算出

評価書等の作成上の留意点

- 評価書・調書間の整合性の確認
⇒システム上の関連、用途別床面積・機器名称(系統名)・使用用途の関連などで不整合がないか
- 重大な評価漏れの確認
⇒建物外皮、熱源機器、店舗の設備などの評価漏れがないか
- 認定ガイドラインの判断の確認
⇒評価項目の間違った解釈により、正しく評価できていないものがないか
- 単位換算の確認
⇒ガス、蒸気、熱量、エネルギー消費量などの単位が正しく換算できているか
- ガイドラインの判断基準が満足していないのに、評価していないか
- エネルギー消費先で、全体のバランスから見て大き過ぎる又は小さ過ぎるものがないか(区分Ⅱ)
- 標準比率を使用していない場合、エネルギー消費先比率が妥当かどうか
- 評価ツール(複数管理用)で評価できない事業所であるにもかかわらず、複数管理者用で評価していないか
- 評価が終了していない段階で検証機関に評価書と調書を提出していないか(実地調査時に不備が多く、大幅に修正されている)

6. 認定基準、認定ガイドライン、 検証ガイドラインの主な改正内容

認定基準 p7(区分Ⅰ)、p7(区分Ⅱ)

昨年度からの変更点(区分Ⅰ、Ⅱ)

- (4)複数のエネルギー管理責任者が存在する場合の総合得点の算定方法
ア 各評価項目の評価分類
(区分Ⅰ、区分Ⅱ)

変更前	変更後
<p>建物の竣工年度による緩和措置の適用がある評価項目については、全てのエネルギー管理責任者に係る当該認定事業所の全ての建物の中で最も新しい建物の竣工年度で緩和措置の適用又は不適用を判断する。</p> <p>設備の設置年度による緩和措置の適用がある評価項目については、全てのエネルギー管理責任者に係る当該認定事業所の全ての設備の中で最も新しい設備の設置年度及び最も古い設備の設置年度で緩和措置の適用又は不適用を判断する。</p>	<p><u>建物の竣工年度及び設備の設置年度による緩和措置の適用がある評価項目については、エネルギー管理責任者ごとではなく、認定事業所全体で緩和措置の適用又は不適用を判断する。</u></p>

認定ガイドライン p20(区分Ⅰ)、p20(区分Ⅱ)

昨年度からの変更点(区分Ⅰ、Ⅱ)

●第二部 第2章 4 都への申請

変更前	変更後
<p>また、(2)、(3)、(4)、(5)及び(6)については、書類に加え、電子データも提出するものとする。ただし、(2)及び(3)の電子データは検証を終了した最終のデータとする。</p>	<p><u>また、(2)、(3)、及び(8)は原則、電子データで提出するものとする。</u>(4)、(5)及び(6)については、書類に加え、電子データも提出するものとする。<u>ただしなお</u>、(2)及び(3)の電子データは検証を終了した最終のデータとする。</p>

認定ガイドライン p22(区分Ⅰ)、p22(区分Ⅱ)

昨年度からの変更点(区分Ⅰ、Ⅱ)

●第二部 第3章 1 (3)報告の内容

変更前	変更後
なお、イ及びウについては、書類に加え、電子データも提出するものとする。	なお、イ及び、ウ及びエはについては、 書類に加え 原則、電子データでも提出するものとする。

認定ガイドライン p26(区分Ⅰ)、p26(区分Ⅱ)

昨年度からの変更点(区分Ⅰ、Ⅱ)

●第二部 第3章 3(1)ア 認定申請継続の手続き

変更前	変更後
<p>また、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)及び(カ)については、書類に加え、電子データも提出するものとする。ただし、(イ)及び(ウ)の電子データは検証を終了した最終の電子データとする。</p>	<p><u>また、(イ)、(ウ)、及び(ク)は原則、電子データで提出するものとする。</u>(エ)、(オ)及び(カ)については、書類に加え、電子データも提出するものとする。<u>ただしなお</u>、(イ)及び(ウ)の電子データは検証を終了した最終の電子データとする。</p>

認定ガイドライン p28(区分Ⅰ)、p28(区分Ⅱ)

昨年度からの変更点(区分Ⅰ、Ⅱ)

●第二部 第3章 3(2)ウ 区分の変更後の認定申請

変更前	変更後
<p>また、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)及び(カ)については、書類に加え、電子データも提出するものとする。ただし、(イ)及び(ウ)の電子データは検証を終了した最終の電子データとする。</p>	<p><u>また、(イ)、(ウ)、及び(ク)は原則、電子データで提出するものとする。</u>(エ)、(オ)及び(カ)については、書類に加え、電子データも提出するものとする。<u>ただしなお</u>、(イ)及び(ウ)の電子データは検証を終了した最終の電子データとする。</p>

認定ガイドライン p44(区分Ⅰ)

昨年度からの変更点(区分Ⅰ)

●第三部 第2章 1(1)オ テナント部分の評価対象について

変更前	変更後
<p>原則として、事業所内のテナント所有分の設備も評価対象に含めるものとする。</p> <p>ただし、主たる用途が事務所又はテナントビルの場合は、100 m²未満の店舗テナントに限り、その合計が2,000 m²未満の範囲内で、評価対象から除外することができる。(除外する店舗を評価項目ごとに変更することはできない。)</p> <p>次の(ア)から(オ)までの設備(設備の分類は調書における分類による。)については、それぞれ(ア)から(オ)までに規定した取扱いとする。</p> <p>なお、事務所テナント所有分、店舗テナント所有分とは、次のものとする。</p>	<p><u>テナント部分が空き室であった場合でも、評価の対象とする。</u>また、原則として、事業所内のテナント所有分の設備も評価対象に含めるものとする。</p> <p>ただし、主たる用途が事務所又はテナントビルの場合は、100m²未満の店舗テナントに限り、その合計が2,000m²未満の範囲内で、評価対象から除外することができる。(除外する店舗を評価項目ごとに変更することはできない。)</p> <p>次の(ア)から(オ)までの設備(設備の分類は調書における分類による。)については、それぞれ(ア)から(オ)までに規定した取扱いとする。</p> <p>なお、<u>テナント所有のうち</u>、事務所テナント所有分、店舗テナント所有分とは、次のものとする。</p>

認定ガイドライン p45(区分 I)

昨年度からの変更点(区分 I)

- 第三部 第2章 1(1)オ(ア) 熱源機器、冷却塔、空調用ポンプ、空調機、パッケージ形空調機、ファンコイルユニット及びファン

変更前	変更後
<p>事務所テナント所有分は、評価の対象に含めなくてもよい。ただし、100 m²以上のサーバー室等の情報通信施設に設置されたもの及び社員食堂等に利用されているものは、評価の対象に含めるものとする。テナント所有で、かつ建物全体の総冷熱源容量の5%に満たない熱源機器(関連する冷却塔、空調用ポンプ、空調機、ファンコイルユニットを含む。)、パッケージ形空調機は、その合計が5%未満の範囲内で、評価対象から除外することができる。</p>	<p><u>テナント所有で、かつ建物全体の総冷熱源容量の5%に満たない熱源機器、パッケージ形空調機は、その合計が5%未満の範囲内で、評価対象から除外することができる。なお、上記の熱源機器に関連する冷却塔、空調用ポンプ、空調機、ファンコイルユニットも評価対象から除外することができる。</u></p> <p>事務所テナント所有分は、評価の対象に含めなくてもよい。ただし、100m²以上のサーバー室等の情報通信施設に設置されたもの及び社員食堂等に利用されているものは、評価の対象に含めるものとする。テナント所有で、かつ建物全体の総冷熱源容量の5%に満たない熱源機器(関連する冷却塔、空調用ポンプ、空調機、ファンコイルユニットを含む。)、パッケージ形空調機は、その合計が5%未満の範囲内で、評価対象から除外することができる。</p>

認定ガイドライン p47(区分Ⅰ)、p47(区分Ⅱ)

昨年度からの変更点(区分Ⅰ、Ⅱ)

●第三部 第2章 1(4) その他の留意点

変更前	変更後
<p>I 一般管理事項のうち3.1～3.2、3.4～3.7 及び4.8 の評価項目及びⅡ 建物及び設備性能に関する事項において採用したシステム及び制御手法は、運用上も活用している場合において評価する。</p>	<p>I 一般管理事項のうち3.1～3.2、3.4～3.7及び4.8の評価項目及びⅡ 建物及び設備性能に関する事項において採用したシステム及び制御手法は、運用上も活用している場合において評価する。 <u>メーカー回答書を根拠書類とする場合は、その書類に日付、メーカー名、責任者の氏名、部署名、連絡先、押印(認印、電子印鑑を含む。)が必要となる。</u></p>

認定ガイドライン p51(区分Ⅰ)

昨年度からの変更点(区分Ⅰ)

●第三部 第2章 2(1)ウ(ア) 床面積

変更前	変更後
<p>床面積は、前年度末時点の各用途の廊下、便所等の共用部分を含んだ建築基準法に基づく面積とし、複合用途の場合は全体共用面積を、駐車場を除いた各用途の面積比で案分したものを、駐車場を除いた各用途の面積に加えた数値とする。</p>	<p>床面積は、<u>建築基準法に基づいて算定した面積とする。用途は前年度末時点のものとし、認定基準別表第7の用途ごとに廊下、便所等の共用部分を含んだ床面積を記入する。</u>複合用途の場合は全体共用面積を、駐車場を除いた各用途の面積比で案分したものを、駐車場を除いた各用途の面積に加えた数値とする。</p>

認定ガイドライン p51(区分Ⅱ)

昨年度からの変更点(区分Ⅱ)

●第三部 第2章 2(1)ウ(ア) 床面積

変更前	変更後
<p>認定基準 別表第7 の含まれる用途の欄に該当する室の床面積を床面積の欄にそれぞれ記入する。床面積は、前年度末時点の各用途の廊下、便所等の共用部分を含んだ建築基準法に基づく面積とし、複合用途の場合は全体共用面積を、駐車場を除いた各用途の面積比で案分したものを、駐車場を除いた各用途の面積に加えた数値とする。</p>	<p><u>床面積は、建築基準法に基づいて算定した面積とする。用途は前年度末時点のものとし、認定基準別表第7の用途ごとに廊下、便所等の共用部分を含んだ床面積を記入する。</u>複合用途の場合は全体共用面積を、駐車場を除いた各用途の面積比で案分したものを、駐車場を除いた各用途の面積に加えた数値とする。</p>

認定ガイドライン p53(区分 I)

昨年度からの変更点(区分 I)

● 第三部 第2章 2(1)エ エネルギー消費先比率

変更前	変更後
右記を追記	<p><u>コージェネレーションの場合、“特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン”のコージェネレーションシステムにおける事業所外供給に関する単位供給量当たり排出係数の作成に基づき算定する。なお、排出係数は一次エネルギー換算係数、排出量は一次エネルギー消費量と読み替えて算定する。事業所で使用する電気の一次エネルギー換算係数は、コージェネレーションにより製造した電気の一次エネルギー換算係数と小売電気事業者から供給された電気の一次エネルギー換算係数を、コージェネレーションにより製造した電力量と小売電気事業者からの電気使用量に基づき、加重平均して算定する。</u></p>

認定ガイドライン p55(区分Ⅰ)、p59(区分Ⅱ)

昨年度からの変更点(区分Ⅰ、Ⅱ)

●第三部 第2章 3 調書の作成方法

変更前	変更後
右記を削除	メーカー回答書を根拠書類とする場合は、その書類に目付、メーカー名、責任者の氏名、部署名、連絡先、押印(認印、電子印鑑を含む。)が必要となる。

認定ガイドライン p59(区分Ⅰ)、p64(区分Ⅱ)

昨年度からの変更点(区分Ⅰ、Ⅱ)

- 第三部 第2章 3(2)オ 第2号様式その6(パッケージ形空調機)(区分Ⅰ)
ク 第2号様式その8、9(パッケージ形空調機)(区分Ⅱ)

変更前	変更後
種別(空気熱源、水熱源、電気式、ガスエンジンヒートポンプ式、電算室用)、	種別(空気熱源 又は 水熱源、電気式 又は ガスエンジンヒートポンプ式、電算室用)、

認定ガイドライン p83(区分 I)

昨年度からの変更点(区分 I)

● I 4.2 CO2排出量の管理

変更前	変更後
<p>【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 (1)建物全体のCO2排出量及び延床面積当たりのCO2排出量原単位の算出及び集計を行い、CO2排出量の目標値に対する進捗管理が実施されている場合は、その頻度を選択する。※1</p>	<p>【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】 (1)建物全体のCO2排出量及び延床面積当たり等のCO2排出量原単位の算出及び集計を行い、CO2排出量の目標値に対する進捗管理が実施されている場合は、その頻度を選択する。※1</p>

認定ガイドライン p89(区分 I)

昨年度からの変更点(区分 I)

● I 4.7 コミッショニング(性能検証)の実施

変更前	変更後
<p>【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】</p> <p>(1) 新築、増築又は改修時の竣工後、1年以上に渡って、運用段階のコミッショニング(性能検証)^{※1}が実施され、次のアからキまでの全てを満たす場合は、「実施」を選択する。</p> <p>(4) レトロ・コミッショニング^{※9}も対象とする。</p>	<p>【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】</p> <p>(1) 新築、増築又は改修時の竣工後、1年以上に渡って、運用段階のコミッショニング(性能検証)^{※1}が実施され、次のアからキまでの全てを満たす場合は、「実施」を選択する。<u>なお、レトロ・コミッショニング^{※2}も対象とする。</u></p> <p><u>(4)削除</u></p>

認定ガイドライン p110等(区分Ⅰ)、p116等(区分Ⅱ)

昨年度からの変更点(区分Ⅰ、Ⅱ)

- Ⅱ 3a.2 高効率冷却塔の導入 等
- Ⅱ 1b.7 高効率冷却塔の導入 等

変更前	変更後
<p>【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】</p> <p>※3:国際規格IEC60034-30 及びJIS C 4034-30 で規定されている効率クラスを満たすモータで、IE3 クラスを満たすものをプレミアム高効率(IE3)モータ、IE2 クラスを満たすものが高効率(IE2)モータとする。</p>	<p>【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】</p> <p>※3:国際規格IEC60034-30 及びJIS C 4034-30 で規定されている効率クラスを満たすモータで、IE3 クラスを満たすものをプレミアム高効率(IE3)モータ(JIS C 4213)、IE2 クラスを満たすものが高効率(IE2)モータ(JIS C 4212)とする。</p>

認定ガイドライン p117(区分Ⅰ)、p112(区分Ⅱ)

昨年度からの変更点(区分Ⅰ、Ⅱ)

- Ⅱ 3a.8 熱源の台数制御の導入
- Ⅱ 1b.3 熱源の台数制御の導入

変更前	変更後
<p>【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】</p> <p>(2) 地域冷暖房受入又はパッケージ形空調機で建物全体の総冷熱源容量の2/3を超える熱負荷を賄っている場合、又は熱源機器が無い場合は、「熱源機器無し」を選択する。</p>	<p>【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】</p> <p>(2) 地域冷暖房受入 又は及び パッケージ形空調機で建物全体の総冷熱源容量 又は熱源機器総冷却能力 の2/3を超える熱負荷を賄っている場合、又は熱源機器が無い場合は、「熱源機器無し」を選択する。</p>

認定ガイドライン p212(区分 I)

昨年度からの変更点(区分 I)

● II 3f.1 グリーン購入法適合商品のオフィス機器の導入

変更前	変更後
<p>【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】</p> <p>(3) 全てテナント(建築主及び総量削減義務の対象者を除く。)、ビル管理者、認定申請事業所の清掃会社及び認定申請事業所の工事会社の使用分のみである場合、「テナント使用分のみ」を選択する。</p> <p>【検証チェック項目】</p> <p><input type="checkbox"/> オフィス機器全台数(建築主及び総量削減義務の対象者の使用分に限る。)に対する割合を根拠書類で確認できるか。</p> <p><input type="checkbox"/> 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> テナントが建築主又は総量削減義務の対象者となっている場合は、評価対象となっているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 除外する場合、全てテナント(建築主及び総量削減義務の対象者を除く。)、ビル管理者、認定申請事業所の清掃会社及び認定申請事業所の工事会社の使用分のみであること、又は主たる用途が情報通信施設又は熱供給施設であることを、根拠書類で確認できるか。</p>	<p>【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】</p> <p>(3) 全てテナント(建築主及び総量削減義務の対象者を除く。)、ビル管理者、認定申請事業所の清掃会社及び認定申請事業所の工事会社の使用分のみである場合、「テナント使用分のみ」を選択する。</p> <p>【検証チェック項目】</p> <p><input type="checkbox"/> オフィス機器全台数(建築主及び総量削減義務の対象者の使用分に限る。)に対する割合を根拠書類で確認できるか。</p> <p><input type="checkbox"/> 評価書の選択肢が、根拠書類と整合しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> テナントが建築主又は総量削減義務の対象者となっている場合は、評価対象となっているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 除外する場合、全てテナント(建築主及び総量削減義務の対象者を除く。)、ビル管理者、認定申請事業所の清掃会社及び認定申請事業所の工事会社の使用分のみであること、又は主たる用途が情報通信施設又は熱供給施設であることを、根拠書類で確認できるか。</p>

認定ガイドライン p214(区分Ⅱ)

昨年度からの変更点(区分Ⅱ)

●Ⅱ 2e.1 グリーン購入法適合商品のオフィス機器の導入

変更前	変更後
【検証チェック項目】 □オフィス機器全台数(建築主及び総量削減義務の対象者の使用分に限る。)に対する割合を根拠書類で確認できるか。	【検証チェック項目】 □オフィス機器全台数(建築主及び総量削減義務の対象者の使用分に限る。)に対する割合を根拠書類で確認できるか。

認定ガイドライン p237(区分Ⅰ)、p281(区分Ⅱ)

昨年度からの変更点(区分Ⅰ、Ⅱ)

- Ⅲ1b.1 室使用開始時の空調起動時間の適正化
- Ⅲ3a.2 室使用開始時の空調起動時間の適正化

変更前	変更後
<p>【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】</p> <p>(1) 室の使用開始時間に合わせた季節ごと(夏季、冬季、中間期ごと)の空調起動時間の適正化が実施され、次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、主たる居室の床面積に対する割合を選択する。</p> <p>ア 空調機の場合は、外気を遮断した状態で空調が開始され、目標温度に達した時刻と室の使用時刻までの時間差が15分以内であり、その実施記録がある。</p> <p>イ 外調機の場合は、室の使用時刻から運転が開始され、その実施記録がある。</p> <p>ウ 自動制御による最適起動制御が有効に機能している。</p>	<p>【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】</p> <p>(1) 室の使用開始時間に合わせた季節ごと(夏季、冬季、中間期ごと)の空調起動時間の適正化が実施され、次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、主たる居室の床面積に対する割合を選択する。</p> <p>ア <u>全ての季節において目標温度に達した時刻が室の使用時刻の15分前より後で、かつ室の使用時刻から外気導入が開始され、その実施記録がある。</u></p> <p>イ 自動制御による最適起動制御が有効に機能している。</p>

認定ガイドライン p283(区分Ⅰ)、p273(区分Ⅱ)

昨年度からの変更点(区分Ⅰ、Ⅱ)

- Ⅲ2a.3 熱源用制御機器の点検及び制御バルブ等の作動チェック
- Ⅲ2b.3 熱源用制御機器の点検及び制御バルブ等の作動チェック

変更前	変更後
<p>【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】</p> <p>(1)熱源用制御機器の点検※1及び制御バルブ等の作動チェック※2が適切な頻度で実施され、次のアからエまでの全てを満たす場合は、「実施」を選択する。</p> <p>※1:熱源用制御機器の点検とは、熱源システム、熱交換器及び空調用ポンプシステムの制御機器が正常に動作しているかどうかを確認すること、かつ温度計、圧力計、流量計等のセンサー類の精度を確認することとする。</p> <p>※2:制御バルブ等の作動チェックとは、冷水、温水、冷温水、蒸気等の制御バルブが正常に動作しているかどうかを確認することとする。</p>	<p>【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】</p> <p>(1)熱源用制御機器※1の点検※1及び制御バルブ等※2の作動チェック※2が適切な頻度で実施され、次のアからエまでの全てを満たす場合は、「実施」を選択する。</p> <p>※1:熱源用制御機器の点検とは、熱源システム、熱交換器及び空調用ポンプシステムの制御機器が正常に動作しているかどうかを確認すること、かつや温度計、圧力計、流量計等のセンサー類の精度を確認することとする。</p> <p>※2:制御バルブ等の作動チェックとは、冷水、温水、冷温水、蒸気等の制御バルブが正常に動作しているかどうかを確認することとする。</p>

認定ガイドライン p288(区分Ⅰ)、p304(区分Ⅱ)

昨年度からの変更点(区分Ⅰ、Ⅱ)

- Ⅲ2b.2 センサー類の精度チェック及び制御ダンパ等の作動チェック
- Ⅲ4a.2 センサー類の精度チェック及び制御ダンパ等の作動チェック

変更前	変更後
<p>【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】</p> <p>(1)センサー類の精度チェック※1及び制御ダンパ等の作動チェック※2が適切な頻度で実施され、次のアからウまでの全てを満たす場合は、「実施」を選択する。</p> <p>※1:センサー類の精度チェックとは、温湿度計、CO₂濃度計等のセンサー類の精度を確認することとする。</p> <p>※2:制御ダンパ等の作動チェックとは、外気取入制御や風量制御等を行う制御ダンパ類が正常に動作しているかどうかを確認することとする。</p>	<p>【取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準】</p> <p>(1)センサー類※1の精度チェック※1及び制御ダンパ等※2の作動チェック※2が適切な頻度で実施され、次のアからウまでの全てを満たす場合は、「実施」を選択する。</p> <p>※1:センサー類の精度チェックとは、温湿度計、CO₂濃度計等のセンサー類の精度を確認することとする。</p> <p>※2:制御ダンパ等の作動チェックとは、外気取入制御や風量制御等を行うVAVや制御ダンパ類、空調機コイル廻りの制御バルブ等が正常に動作しているかどうかを確認することとする。</p>

令和5年度トップレベル事業所関係の主な予定

●令和元年～令和4年度認定事業所の令和5年度報告

➤ 報告期限 **6月末**

●令和5年度認定申請

➤ 申請期限 トップ・準トップ:**9月末**

➤ 認定通知 **来年春頃を予定**

ご質問等について

トップレベル事業所に関する質問シートを準備しております。右の質問シートを

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/faq/question_download.html

よりダウンロードし、下記送付先にお送りください。

・送付先

Eメールの場合: toplevel@ml.metro.tokyo.jp

優良特定地球温暖化対策事業所（トップレベル事業所）に関する質問 送付シート（E-mail用）

送付先：東京都 環境局 地球環境エネルギー部 総量削減課
E-mail: toplevel@ml.metro.tokyo.jp

- いただいたご質問等への回答は、対象事業所の皆様と広く共有させていただきたいと考えております。
- このため、都にお寄せいただくご質問等への回答内容は一定のとりよめのうえ、東京都環境局ホームページ等で、「主な質問への回答（FAQ）」として掲載させていただきます。

氏名			
事業所名		指定番号 ※	
所属部署名 等			
対象事業所 との関係			
連絡先	電話		
	E-mail		

※対象事業所の場合は、指定番号（都が指定する4けたの数字）を御記入ください。

質問①	区分	

質問②	区分	

質問③	区分	

質問④	区分	

説明会資料・ガイドライン・認定基準等について

東京都ホームページにて説明会資料及び認定基準、ガイドライン等を公開しております。

	URL	QRコード
東京都環境局ツイッター	 https://twitter.com/tochokankyo	
優良特定地球温暖化対策事業所の認定基準 (第一区分事業所)	 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/rules/cat9740.files/3Ki_to_plevel_kijun_kubun1_202304.pdf	
優良特定地球温暖化対策事業所の認定基準 (第二区分事業所)	 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/rules/cat9740.files/3Ki_to_plevel_kijun_kubun2_202304.pdf	
第三計画期間版認定基準の改定のポイント 第三計画期間版ガイドラインの改定内容 等	 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/meeting/h31/200200a20190404094641231.html#cms2	

説明会資料・ガイドライン・認定基準等について

東京都ホームページにて説明会資料及び認定基準、ガイドライン等を公開しております。

	URL	QRコード
優良特定地球温暖化対策事業所の認定ガイドライン (第一区分)	 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large scale/rules/cat9740.files/3kiGL_toplevel nintei kubun1 202304.pdf	
優良特定地球温暖化対策事業所の認定ガイドライン (第二区分)	 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large scale/rules/cat9740.files/3kiGL_toplevel nintei kubun2 202304.pdf	
第一区分事業所向けトップレベル事業所の資料・ツール類 (ツール、記入例、手引き)	 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large scale/toplevel/evaluation tool1.html	
第二区分事業所向けトップレベル事業所の資料・ツール類 (ツール、記入例、手引き)	 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large scale/toplevel/evaluation tool2.html	